

# 議会運営委員会次第

日 時 令和6年11月26日（火）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

## 1 開会

## 2 議題

### （1）令和6年第4回定例会の運営について

- ア 会期の決定について
- イ 議案の取り扱いについて
- ウ 議事日程について
- エ 一般質問通告書について
- オ 陳情について
- カ 都市建設委員会の現場視察について
- キ 意見書の取り扱いについて

### （2）流山市議会ICT推進基本計画・実施計画の見直しについて

### （3）政治倫理条例に「ハラスメント」を追加規定することについて

### （4）定例会における常任委員会の開催順序について

### （5）議会における軽装勤務について

### （6）議会広報広聴特別委員会の委員構成のあり方について

### （7）その他

## 3 閉会

令和6年流山市議会第4回定例会会期日程表（案）

別紙1

令和6年11月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
11月		本会議 午後1時開議	7日	土	休 会 （議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	8日	日	
		2 会期の決定	9日	月	休 会 （教育福祉常任委員会）
28日	木	3 議案第63号から議案第91号まで	10日	火	休 会 （市民経済常任委員会）
		報告第16号から報告第18号まで	11日	水	休 会 （都市建設常任委員会）
		（議案上程・提案理由説明及び報告）	12日	木	休 会 （総務常任委員会）
		4 休会の件	13日	金	休 会 （総合調整）
29日	金	休 会 （議案研究）	14日	土	
30日	土		15日	日	
12月			16日	月	
1日	日		17日	火	
2日	月				
3日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	18日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）
4日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）
5日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			3 議員派遣
					4 所管事務の継続調査について
6日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第63号から議案第91号まで （質疑・委員会付託） 3 陳情の件 （委員会付託） 4 休会の件			

## 令和6年流山市議会第4回定例会日程表（第1号）

令和6年11月28日  
午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 議案第64号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第65号 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（公用車物損事故に係る和解）
- 議案第71号 令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第73号 指定管理者の指定について(流山市思井福社会館)
- 議案第74号 指定管理者の指定について(江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第1もりのいえ学童クラブ、東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ及び東深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ)
- 議案第75号 指定管理者の指定について(西初石小学校区第1西初石子どもルーム、西初石小学校区第2西初石子どもルーム、新川小学校区つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ)
- 議案第76号 指定管理者の指定について(八木北小学校区第1学童クラブ、八木北小学校区第2学童クラブ、八木北小学校区第3学童クラブ、小山小学校区第1おおたかの森ルーム、小山小学校区第2おおたかの森ルーム、小山小学校区第3おおたかの森ルーム、小山小学校区第4おおたかの森ルーム、小山小学校区第5おおたかの森ルーム及び長崎小学校区ひよどり学童クラブ)
- 議案第77号 指定管理者の指定について(流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第3ちびっこクラブ、流山小学校区第1おおぞら学童クラブ、流山小学校区第2おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第3おおぞら学童クラブ)
- 議案第78号 指定管理者の指定について(鱈ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ、鱈ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ、鱈ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ、南流山小学校区第1あすなる学童クラブ及び南流山小学校区第2あすなる学童クラブ)

- 議案第79号 指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ、東小学校区第1あずま学童クラブ及び東小学校区第2あずま学童クラブ）
- 議案第80号 指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）
- 議案第82号 令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 令和6年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 指定管理者の指定について（流山市総合運動公園）
- 議案第90号 市道路線の認定について
- 議案第91号 市道路線の廃止について  
（議案上程・提案理由説明）
- 報告第16号 専決処分の報告について
- 報告第17号 専決処分の報告について
- 報告第18号 専決処分の報告について  
（説明）

## 令和6年流山市議会第4回定例会議案付託表

令和6年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 委 員 会	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第5号））
	議案第64号	令和6年度流山市一般会計補正予算（第6号）
	議案第65号	流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第66号	流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第67号	流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第68号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第69号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
	議案第70号	専決処分の承認を求めることについて（公用車物損事故に係る和解）

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 祉 委 員 会	議案第71号	令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第72号	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第73号	指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）
	議案第74号	指定管理者の指定について（江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第1もりのいえ学童クラブ、東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ及び東深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ）
	議案第75号	指定管理者の指定について（西初石小学校区第1西初石子どもルーム、西初石小学校区第2西初石子どもルーム、新川小学校区つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ）

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 祉 委 員 会	議案第76号	指定管理者の指定について（八木北小学校区第1学童クラブ、八木北小学校区第2学童クラブ、八木北小学校区第3学童クラブ、小山小学校区第1おおたかの森ルーム、小山小学校区第2おおたかの森ルーム、小山小学校区第3おおたかの森ルーム、小山小学校区第4おおたかの森ルーム、小山小学校区第5おおたかの森ルーム及び長崎小学校区ひよどり学童クラブ）
	議案第77号	指定管理者の指定について（流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第3ちびっこクラブ、流山小学校区第1おおぞら学童クラブ、流山小学校区第2おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第3おおぞら学童クラブ）
	議案第78号	指定管理者の指定について（鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ、鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ、鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ、南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ及び南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ）

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	議案第79号	指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ、東小学校区第1あずま学童クラブ及び東小学校区第2あずま学童クラブ）
	議案第80号	指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
	議案第81号	指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）
市民経済 委員会	議案第82号	令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第83号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設 委員会	議案第84号	令和6年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第85号	令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第86号	流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第87号	流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第88号	流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
都市建設 委員会	議案第89号	指定管理者の指定について（流山市総合運動公園）
	議案第90号	市道路線の認定について
	議案第91号	市道路線の廃止について

令和6年第4回定例会

一般質問通告書

流山市議会

令和6年第4回定例会一般質問通告順

日付	順番	議員名	会派名	頁	提出時間
12月3日	1	桑畑 伴子	公明党	1～3	22日 8時30分
	2	青野 直	流政会	4	22日 8時30分
	3	阿部 治正		5～7	22日 8時30分
	4	岡 明彦	公明党	8～9	22日 8時30分
	5	野村 誠	公明党	10～11	22日 8時30分
	6	森田 洋一		12～13	22日 8時30分
12月4日	7	石原 修治	流政会	14～15	22日 8時33分
	8	中川 弘	自由民主党	16	22日 8時41分
	9	小沢 えみり	流政会	17～18	22日 9時17分
	10	楠山 栄子		19	22日 9時41分
	11	おだぎり たかし	日本共産党	20～21	22日 10時35分
12月5日	12	高橋 あきら	日本共産党	22	22日 10時36分
	13	乾 えり	日本共産党	23	22日 10時36分
	14	植田 和子	日本共産党	24	22日 10時37分
	15	うた 桜子	流山みらい	25～26	22日 10時38分
	16	鈴木 ゆうすけ		27	22日 10時39分
12月6日	17	西尾 段	流山みらい	28	22日 10時47分
	18	川本 大岳	流政会	29	22日 10時52分
	19	海老原 功一	自由民主党	30	22日 11時17分
	20	中村 彰男	流山みらい	31	22日 11時24分
	21	矢口 輝美		32～33	22日 13時00分

質問事項	要 旨
<p>1 平和施策について</p>	<p>(1) 令和4年2月にロシアによるウクライナへの武力侵攻が起き令和5年にはイスラエルとイスラム組織ハマスによる武力紛争が続いているなか、核の脅威を感じる世界情勢については大きな懸念を抱いている。現在の情報社会においてはSNS等で戦争の悲惨な状況を目にすることが出来るからこそ、改めて平和についてしっかりと学ぶべきであると考えます。私たち戦争を知らない世代が、次の世代の子どもたちに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていくことは大変に重要であると捉えています。また令和7年は、国連創設80年、広島市、長崎市の被爆80年の節目を迎える年となることから、本市における平和施策の取り組みについて、以下を問う。</p> <p>ア 令和7年は戦後80年という節目を迎える年である。これまでも平和についてのパネル展示等に取り組み、実施をされてきたが、戦後80年に向けてどのように創意工夫をされ、取り組まれていくのか。</p> <p>イ 平和学習については、戦争体験者が少なくなり、戦争当時の様子を伝えることが困難になっている。今後、本市の小中学校の児童・生徒に平和について、どのような教育、学習、取り組みが必要となり、次の世代にどのように担っていこうと考えるのか、当局の見解を問う。</p>

<p>2 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について</p>	<p>(1) 国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害(MCI)高齢者数が、約612万人に上ることが推計される中で、認知症の人を含めた一人ひとりが一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、令和6年1月に認知症基本法が施行された。認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みの推進を図るために、小中学校の児童・生徒や自治会等と連携して、認知症サポーター養成講座の更なる展開や、「新しい認知症観」を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みを強化すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p> <p>(2) 認知症と軽度認知障害の方を合わせて、約1000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要である。実際に、記憶障害や認知障害がおこる中で当事者や家族の不安から、行動・心理症状(BPSD)が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくない。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの人が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の行動・心理症状(BPSD)の発生を抑制することは重要であると考え。そのための効果的な技法として、「あなたを大切に思っている」ことを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である「ユマニチュード」が注目されている。これらの取り組みについて以下を問う。</p>
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ア 本市のユマニチュードに対する取り組みや、実施されている施設等の現状について、当局の見解を問う。</p> <p>イ 福岡市では、2016年度、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施した結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果を得られたことから、市としてこの技法を認知症対策として導入した。本市においても福岡市や他市の事例を参考に、ユマニチュードによるやさしいまちづくりを推進していくべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問事項	要 旨
1 児童の体力低下について	<p>(1)全国的に児童の体力低下が課題となっているが、本市における児童の体力低下についての課題、さらに、体力増強への取り組み姿勢について問う。</p>
2 高齢者にやさしい支援体制について	<p>(1)本市の高齢者が年々増加している現状を踏まえ、以下3点について問う。</p> <p>ア 高齢者への包括的な支援施策について</p> <p>イ 高齢者の終活支援策について</p> <p>ウ 高齢者等ごみ出し支援事業のさらなる施策の充実について</p>
3 流山市白みりんミュージアムの活用策について	<p>(1)流山本町の白みりんミュージアム開設は地域にとっても、本市にとっても待望久しい施設と考える。この歴史と伝統のある地域における、白みりんミュージアムを活用したさらなる活性化策について問う。</p>
4 流山本町の公共交通について	<p>(1)流山本町における新たな公共交通導入について、以下2点を問う。</p> <p>ア 地域組織である流山本町公共交通導入に伴う検討委員会との協議内容と経過について</p> <p>イ 現状の課題と今後の取り組み姿勢について</p>

質問事項	要 旨
<p>1 性的マイノリティに関する施策について</p>	<p>(1) 性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見をなくし平等な権利を保証するために全国で条例制定やパートナーシップ制度の導入などが進んでいる。本年5月31日現在、全国でパートナーシップ制度などを導入した自治体は459自治体、人口カバー率は85.1%。千葉県下では7自治体で県内の人口カバー率は53.4%となっている。流山市は「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」に基づいて本年2月に「流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度」を設け、また11月には同様の制度を持つ自治体間で行う「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入した。そこで以下の点について問う。</p> <p>ア 「流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度」に基づく申請はこれまでに何件あるか。また同制度に対して当事者の方たちからどのような評価が寄せられているか。</p> <p>イ 千葉県下でネットワークに参加する自治体は2024年10月現在で13市だが、全国の自治体と流山市との連携はどれくらい広がっているか。</p> <p>ウ 「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」や「流山市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の存在とその意義を市内外の皆さんに知らせるための広報活動を様々な媒体や機会を通じてさらに積極的に推し進めるべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 国内外の大小の多くの企業が性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため積極的な取り組みを行い、日本政府も一定の施策を講じている中で、逆に心無い攻撃も強まっている。とりわけ、体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーと呼ばれる人々がターゲットにされている。人権重視という内外の大きな流れと対照的に、日本の伝統的な家族制度を堅持し、伝統的な性観念を守るといった特定の人為的なイデオロギーを固守しようとする行為だとみられている。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア トランスジェンダーの人たちに対する正しい理解を促す必要があるのではないかと。国籍やエスニシティなど制度的・文化的属性を対象に差別することはもちろん、肌の色やセクシュアリティなどその人の生まれ持った特性を攻撃したり差別したりすることは人権に著しくもとる行為であることに気づくよう、市としても啓発していく必要があるのではないかと。</p>

<p>2 マイナンバー制度について</p>	<p>(1) 本年12月2日以降、これまでの健康保険証が廃止となり、マイナンバーカード（以下マイナカード）に一体化される。一般の市民からはもちろん、法曹界、健康保険団体、医療機関、医療現場、そして自治体現場からも批判が相次いでいる。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア 法曹界においては法的な観点から次のような主張がなされている。マイナカードの取得は法律で任意とされているにも関わらず、国はマイナンバー保険証（以下マイナ保険証）を「基本とする」とし、資格確認書なども「移行期間中」の措置としている。またマイナ保険証の普及を目的とした診療報酬見直しや高額のポイント付与も、「マイナ保険証取得の事実上の強制」に等しい。加えて運転免許資格等々の様々な制度との一体化が進められることは、プライバシー権の侵害の可能性をいっそう高める。欧州などプライバシー権を重視する国々では、各種の番号の一体化や紐づけは厳しく制限されているが、日本は真逆の方向、プライバシー軽視に突き進んでいる等である。これらは全く正当な主張だと考えるがどうか。</p> <p>イ 健康保険組合などからは、主にシステムの欠陥や不備について次のような指摘がある。健康保険組合の手続きが複雑化し事務負担が増加する。被保険者への周知が不足している。デジタルデバインドのある層への対応に困難がある。セキュリティとプライバシー保護に問題がある。オンライン資格確認のシステムトラブルが報告されている。したがって国に対し現行の健康保険証の存続や、マイナカードの取得を強制しないこと、システムの安定運用を確保することなどを求める必要がある等。これらの指摘を市当局はどう考えるか。</p> <p>ウ 医療機関や医療現場からは、業務量の増大と過重労働、コスト増による経営圧迫を問題視する批判が出ている。機器トラブルやシステム不具合の多発、医療機関側の対応コストの負担増、診療報酬の加算や点数変更にともなうレセプト業務の複雑化と事務作業の増加、個人情報漏洩のリスクとセキュリティ強化のための費用負担、高齢者やデジタル弱者への対応を求められることによる負担増、カードの紛失や未更新などによる医療アクセスの低下への懸念が解消されていない等。これらについて市当局はどう受け止めるか。</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 自治体現場からは、マイナカードを巡るこれまでの体験も踏まえて、事務の混乱や業務過多、住民サービスの後退の問題を中心に、次のような批判がある。国はマイナカードの活用拡大は行政運営の効率化をもたらすと言うが、逆に混乱と非効率が発生した。自治体窓口では、通常業務に加えマイナカードやマイナ保険証の申請、マイナポイントの手続き、昨年の「総点検」で過大な業務が生じた。これに資格確認書の発行業務が加われば事務作業は膨大なものとなり、さらなるミスが繰り返される危険がある。資格確認書発行には百億円以上の多額の支出をとまなう。職員からは、資格確認書の発行は本人確認のためシステム導入費と人員も必要となり合理的でないなどの声があがっている。これらの批判に対して市当局はどう受け止めるか。

オ 以上の指摘や批判に加えて、一般市民やメディアからは、税金の無駄遣いが見られること、国と企業との癒着構造を生んでいる事への批判が起きている。マイナ保険証の導入のため国は2014年から2024年度の間に8879億円を投じた。そのうち現行の健康保険証廃止に伴い発生した費用は388億円で、健康保険証とほぼ同じ券面の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」という書類を新たに発行するためのコストだったことが報じられている。またマイナンバー関連事業を受注した企業は2014年から2021年までに限っても計5億8000万円を政権与党に献金し、それらの企業には内閣府や総務省、財務省、経済産業省、国土交通省などの幹部が多数天下りしていることも批判されている。このような状況を市当局はどのように受け止めるか。

(2) 以上のような指摘や批判を踏まえるならば、流山市は現行保険証のマイナ保険証への一体化には反対の意思表示をすべきではないか。マイナ保険証が、マイナカードをさらに運転免許証、金融分野での口座紐づけ、携帯電話契約時のID確認、民間キャッシュレス決済との連携等、他の分野と一体化させるための露払い役とされようとしている状況を見るならば、住民のプライバシーと暮らしを守る役割を持つ自治体としては、なおさら反対の意思を明確に示していくべきではないか。

質問事項	要 旨
<p>1 「GIGAスクール構想」に基づき整備された1人1台端末の更新について</p>	<p>(1) GIGAスクール構想の下で整備された端末については、端末が今後、順次更新時期を迎えていく。本年8月時点の「GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査」によると、端末更新の68%は令和7年度に集中している。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理である。この大量の端末処理をどのように進めていくのかが課題と捉えることから、以下2点について問う。</p> <p>ア 文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第二期端末購入の補助要綱に非該当とされているが、本市としてはどのような対応予定であるか。</p> <p>イ 本市においては、来年度以降で新規に端末を切り替え、旧端末を処分する必要があるどの程度あるのか。また、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取り組みについて当局の見解を問う。</p>
<p>2 2025デフリンピック東京大会について</p>	<p>(1) 令和5年第1回定例会の市政に関する一般質問においても取り上げたが、2025年11月に日本で初めて聴覚障害者の五輪と呼ばれる「デフリンピック」が開催される。デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフリンピックスポーツやデフアスリートと繋がり、知ることで障害に対する理解が進み、多様性のある社会、共生社会を作り上げていく気運醸成となると考える。前回の答弁では引き続き啓発を図られる旨の答弁があったことを踏まえ、これまでの取り組みと今後の周知啓発等について当局の見解を問う。</p>

<p>3 防犯対策の強化の推進について</p>	<p>(1) 連日のように多くの犯罪報道等がされている。特に被害が首都圏近郊で報じられているなか、市民の防犯対策への意識は非常に高まっていると感じている。東京都葛飾区では、住宅に防犯設備を設置した、当該住宅に居住する区民を対象に、助成率2分の1、助成上限額4万円とされる「葛飾区住まいの防犯対策助成」を令和6年4月から実施している。本市においても、自助による更なる防犯対策の強化を推進させ、市民の防犯意識の向上のためにも新制度を実施すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
<p>4 本市の博物館行政について</p>	<p>(1) 令和5年第4回定例会の市政に関する一般質問において取り上げた、流山100か所めぐりの案内板については流山市文化財保存活用地域計画の中で計画的に案内板の修繕や活用を進めていくとの答弁であったが、現在の進捗状況を問う。</p> <p>(2) 博物館内に設置されている非接触式のスクリーンパネルについては、令和6年度予算編成の中で写真データの追加等の拡充をされる旨の答弁であったが、その後の進捗状況はどうか。併せて、本市の博物館行政における課題をどのように捉え、取り組むべき施策を実施されていくのか、当局の見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 令和7年度の予算編成方針について</p>	<p>(1) 本市は人口増加数、増加率がピークアウトを迎えているとともに、75歳以上の後期高齢者も年々増加している。加えて、大型マンションや物流施設の建設も一段落したことにより個人市民税、固定資産税の大きな税収の伸びも期待できない中、持続可能な「住み続ける価値」をより一層高めていくためにどのようなことに注力して予算編成をなされるのか、以下の点について市長の見解を問う。</p> <p>ア 令和6年度に引き続き、物価高騰による影響も懸念される中、地域経済の活性化、食品ロス削減など循環型社会の更なる構築、こどもまんなか社会実現に向けた子育て支援策、高齢化が更に進む中の高齢者支援策、教育の質の向上・多様性への対応、行政サービスのデジタル化の加速化、防災・減災の取り組みの強化等多くの課題がある。このような状況で、どのようなことに力点を置いてハード面、ソフト面で予算編成をしていくのか。併せて、そのような取り組みの財源となる税収の今後の見込みについての見解を問う。</p>
<p>2 本市の教育行政について</p>	<p>(1) 本市では、令和6年度から教員業務の負担を軽減するため、全ての中学校で自動採点システムを導入している。そこで、導入した自動採点システムの効果の検証と課題について問う。</p> <p>(2) 本市の全小学校にも中学校に引き続き自動採点システムを導入すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3) チーム担任制を導入することにより、担任の不在がなくなり、様々な目で学級の一人一人の児童生徒を見ることで、生徒の変化に気づく機会が増え、教育上の相談がチームで日常的に行うことができ、ベテランと若手の組み合わせにより教師への資質向上が図られる等、様々なメリットが考えられる。そこでチーム担任制の導入について検討してはどうか。</p> <p>(4) 子どもの権利を大切にする教育（CRE）の取り組みについて、教育現場において「子どもの権利」の周知と理解を図るため、学校の先生向けの研修や児童生徒向けの授業を実施することを検討してはどうか。</p>

<p>3 本市の子どもにやさしい施策方針について</p>	<p>(1) 子どもの権利保障に関する現状・課題について、本市はこども計画の策定にあたり、子ども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握するために「こども・若者意識調査」を実施し、課題整理及び今後の施策の方針について検討されている。そこで今後の方針について、以下3点について問う。</p> <p>ア 子どもの権利条約についての認知度調査の結果、全体的にまだ認知度が低い結果となった。この結果について当局はどのように分析し認知度の向上を図るため、どのように普及啓発活動を実施するのか。</p> <p>イ 子ども・若者の居場所づくり支援について、柏市で行われている若者が望まない孤独を防ぐ「ふらっぽ北柏」の取り組み等も参考にして、中高生が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所の早期設置を実現すべきと考えるがどうか。</p> <p>ウ 子どもの相談支援の充実については、子どもが自ら相談でき、子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みづくりにおいて、子どもの相談・救済機関を設置すべきと考えるがどうか。</p>
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問事項	要 旨
<p>1 令和7年度予算編成方針について</p>	<p>(1) 令和7年度予算編成方針が発表された。人口増加傾向がピークアウトし、一層「住み続ける価値の高いまち」づくりを推進させることが最重要命題のように思われた。そこで、予算策定の根本的な考え方として、以下の点について問う。</p> <p>ア マーケティング戦略からみると、良質な住環境を想起させる本市のブランドイメージを維持し、流山ファン、アンバサダーを増やすとともに、永住したくなる街を目指すことが引き続き重要になると思うがどうか。</p> <p>イ 既存市街地の空き家問題は、どこの自治体も共通課題である。本市の場合、流山のもつブランドイメージを拡大、浸透させる方策が課題解決の糸口になると考えるがどうか。</p> <p>ウ 交流人口の増加も必須の課題である。江戸川台駅東口周辺地区再整備事業のようなまちづくりの分野も、沿線地区や近隣市から来訪者を誘致するようなツーリズムの視点が重要と考えるがどうか。</p> <p>エ 運河駅周辺は、見る・食べる・遊ぶといった周遊型の観光に弱い傾向にある。この課題をクリアするためには、周遊の切り口を中心に可能性を模索する必要があると思うがどうか。</p> <p>オ 公共交通機関は、これまでは住民の利便性向上、利用者の確保といった色彩が強かった。今後は、このことにプラスして、市民福祉の向上の視点を施策に反映させることが、長寿社会に対応した環境整備につながると思うがどうか。</p> <p>カ どの世代からも、自然保護、みどりの保全が、良質な住環境の維持には必須とよく指摘される。現状、生物多様性、みどりの保全、鳥獣被害、外来種の問題など、各課題に対して、所管する部門が異なる。野生動物には、縦割り行政は、通用しない。従って、統一した全体的な思想や哲学が上位概念に本来はあるべきと思うがどうか。</p> <p>キ 物価高による可処分所得の減少が続いている。そのような中で、市民に配慮した施策展開が求められている。現在は、昔のように、隣に住んでいる人が買ったから同じものを買う、魅力があれば普段あまり使わないものでも高値で買う、という余裕のある時代ではない。まず、都心で働く多くの市民が、現状、何で困っているのか、把握することが大切ではないのか。</p> <p>ク 大切なのは人材である。お役所仕事ではなく、接客業であると考え、話が通じない職員ではなく、話が通じる職員の育成が重要と考えるがどうか。</p>

2 滞在型観光と着地型  
観光を中心とした外国  
人観光客誘致について

(1) インバウンドによる観光振興、観光を中心とした経済の活性化については、最近、マスコミ報道でも頻繁に事例が紹介されている。今回は世間一般の陽のあたる部分から、やや程遠い、ボランティアガイドの現場からの考え方を取り上げる。そこで以下の点について問う。

ア 滞在型観光の可能性として、本市の宿泊施設に一定期間滞在しながら、近隣にある観光地、東京都内、横浜近郊などを訪れる観光プランがあげられる。また、その考え方が本市には定着していない、宿泊施設においしいところをもっていかれる、長期戦の場合は受入サイドがしっかりしたおもてなしのノウハウをもっている必要がある、国や文化によってスタイルが異なるため相手に合わせた現場の動きも必要など、実現には課題が山積みである。今の段階では、課題整理と解決の優先順位付けが重要と考えるがどうか。

イ 着地型観光の可能性としては、本市の魅力に興味を持ち、わざわざ遠方から訪れる価値があると利用者サイドが認識し、自分から情報収集をして、実際に訪れるといった手順になる。近隣から本市を訪れる場合と異なり、外国語でプロモーションとなるとよりハードルは高い。しかし、日本を訪れるリピーターにとっては、あまり知られていない観光資源に触れる機会となる。これらのことをふまえた施策展開が重要と考えるがどうか。

ウ フランス、スペインなどの潜在顧客の可能性をこれまで指摘してきた。しかし、市のプロモーションにはあまり活かされていない。研究成果を蓄積しながら方向性をどうするか再検討する、現場でのスタッフの活動スタンスを変えてみる、といった時期に来ていると思うがどうか。

エ 滞在型、着地型、いずれにしても、受入サイドのサービス精神が重要である。はしごをはずすような接客はいくら言葉が丁寧でも不信感を生じさせる。最先端の事情を知らないスタッフでは観光商品を販売するスキルが不足しているなど、こういうマイナスの印象を来訪者に持たれない努力が重要と考えるがどうか。

質問事項	要 旨
<p>1 令和7年度予算編成方針について</p>	<p>(1) 令和7年度予算編成方針について、以下4点について当局の見解を問う。</p> <p>ア 財政調整積立基金について、財政調整積立基金の目安は、一般的に標準財政規模の10%程度とされているが、本市の状況は令和5年度末残高が約40億円で、現時点で令和6年度末残高を約31億円と見込んでいる。令和7年度予算編成において、今後の財政調整積立基金についての方向性は、どのように捉えているのか。</p> <p>イ 令和7年度においても、初石駅施設整備事業や江戸川台駅東口周辺地区再整備事業など大規模事業が継続している中、予算編成に向けた現在の進捗状況と基本方針をどのように捉え、課題はどのようなものを想定しているのか。</p> <p>ウ 多様な市民ニーズに柔軟に対応しながら、効果的な行政運営を行い、職員の働きやすい環境を整えて、今後の労働人口減少に伴う職員の採用リスクに備えるためにも、DXの推進は重要である。令和7年度予算編成において示される方向性はあるか。</p> <p>エ 学校施設の修繕費について、雨漏りや漏水など、対応が遅くなると老朽化を助長してしまうことから、早期対応が必要である。実績額を参考に当初予算から確保すべきと考えるが、予算編成において想定される方向性はあるか。</p>
<p>2 小中学校の今後の部活動の在り方について</p>	<p>(1) 小中学校の部活動について、令和8年度より各市内大会や発表会などの廃止・縮小を決定しているが、その準備に向けて令和6年度と令和7年度の部活動の体制など、廃止・縮小に向けた方向性を見直し等の予定はあるのか。</p> <p>(2) スポーツ庁と文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて示された、中学校の部活動について段階的に地域移行していくために要する改革推進期間が、令和7年度までとなっていることから、本市の現在の状況と令和7年度以降の方向性について、どのように計画しているのか。</p>

<p>3 流山市総合運動公園の再整備について</p>	<p>(1) 流山市総合運動公園の再整備は、現在、県施工の造成工事が進んでおり最終段階にきていると考える。そこで県施工の造成工事について、その進捗と造成工事が終了となる時期はいつ頃となるのか。また、けやき広場に芝生を植えると認識しているが、いつ頃から利用可能となるのか。</p> <p>(2) 平成30年第1回定例会及び令和2年第3回定例会の市政に関する一般質問において、ジョギングコースの設置について質問し、その答弁として「整備に併せて距離標やルート案内の設置も計画している」とあったことから、以下2点について当局の見解を問う。</p> <p>ア 令和2年2月に、ジョギングクラブ等6団体からジョギングロードの整備に関する要望書が提出されたと認識しているが、その要望書に対してどのような回答をしたのか。</p> <p>イ 県施工造成部分のけやき広場東側部分の端に園路が計画されていない。距離標等の設置や公園利用者の安全性を考えた場合、東側の端の部分に園路を設置すべきと考えるがどうか。</p>
<p>4 流山スポーツフィールドA面の再整備について</p>	<p>(1) 令和6年11月19日に開催された全員協議会の中で、流山スポーツフィールドA面人工芝化について説明があった。令和8年4月に供用開始となる予定だが、再整備について以下5点について当局の見解を問う。</p> <p>ア 流山市としては初の人工芝グラウンドとなるが、充填材なしとした理由は何か。</p> <p>イ 水はけの良い人工芝を使用しても、下地作りが悪ければ雨に弱いものになってしまうが、どのような施工を予定しているのか。</p> <p>ウ グラウンド内の人工芝フィールド以外の舗装について、浸透性アスファルト舗装で整備する理由は何か。</p> <p>エ 6基の照明が人工芝エリアの外周に設置される計画だが、照明の高さはどれくらいとなるのか。また、人工芝エリアの外周に設置されることについて安全性は考慮されているのか。</p> <p>オ 一般用サッカーフィールドに併せてベンチを設置すべきと思うが、設置を計画していない理由は何か。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 令和7年度予算編成方針について問う</p>	<p>(1) 令和7年第1回定例会への議案上程に向けて執行部で編成作業中である令和7年度予算編成方針について問う。                      ア 井崎市長の政策の1丁目1番地である「1円まで活かす市政」とは何か、改めて判り易いご説明を求める。                      イ 「1円まで活かす市政」とは具体的にどの様な事か、事例を示しての説明を求める。                      ウ 令和7年度に新たに取組む、もしくは大幅に拡充することを想定している事業は何か。                      エ 議会全体が合意した指摘・要望事項のうち、令和7年度に具体的に実施することを想定している事項は何か。</p>
<p>2 当市が筆頭株主となっている第三セクター株式会社流山ツーリズムデザインについて問う</p>	<p>(1) 地域観光振興を担うDMO運営の困難さについて、その成功率の低さや公的資金頼みとならざるを得ないことは百も承知している。それ故に、株式会社流山ツーリズムデザインに対し、これまで流山市としてなすべき事として数多くの指摘を行って来たが、根本的な部分は改善しないまま放置した結果、令和5年度末には巨額の累積赤字と債務を抱え今日に至っている。これらの現状に鑑み、以下5点について問う。                      ア 株式会社流山ツーリズムデザインの9月末半期決算で、累積赤字、債務残高は幾らになっているか。                      イ 令和7年度末の収益見込みはどうか。当初の予定通り、債務返済は進むと考えているのか。                      ウ 株式会社流山ツーリズムデザインにこれまで投じて来た予算の使途が「1円まで活かす市政」とどの様に整合するのか、具体的に説明を求める。                      エ 私がかつてモラルハザード状態とも指摘した株式会社流山ツーリズムデザインへの発注に対し、今後具体的にどの様な改善を実施してゆくのか。                      オ 今年度支出している負担金に対し、どの様な形で議会に具体的に説明するのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 先進的教育改革の導入について</p>	<p>(1) 子どもが学校以外の場所で体験や学びを得る機会を提供することで、学校だけではできない学びを深めると共に、親子で共に地域社会や自然、文化についての深い理解を育む機会創出のためラーケーションの導入を流山市でも進めていくべきであると考えことから、以下について問う。</p> <p>ア 親が平日でも子どもと一緒に地域施設や自然環境を活用することで、実体験に基づく学びが得られる機会を提供することについて、市としてどのように考えるか。</p> <p>イ 市として小中学校へのラーケーションの導入についてどのように考えるか、また、ラーケーションを導入する際の課題や問題点などはあるか。</p> <p>ウ 全市的な導入に向けて、まずはモデルケースとして一部の学校や地域で試行的に実施してみてもどうか。</p> <p>(2) 社会が急速に変化し、先行きが不透明な時代において、子どもたちが自分で考え、決断し、行動する「主体性」を身につけることはとても大切である。主体性を持った子どもは、自分自身で課題を見つけ、常に当事者として解決する力を育み、変化に柔軟に対応しながら目標に向かう力が自然と養われる。こうした力を育むためには教育環境の整備が重要であると考えことから、以下について問う。</p> <p>ア 現在の学校教育は、一斉授業が中心となっている。しかし、これにより子どもたちの学力の差や興味関心、その子どもにあった効果的な学習方法が配慮されず、結果として主体性を発揮しにくい環境になっている。一斉授業から、子どもたちが自分に合った学びの方法を主体的に選択できる環境にすることで、学びの意欲が高くなるという効果をもたらしたという事例が増えつつある。流山市でも、この効果が顕著に現れやすい数学や英語から導入を検討してみてもどうか。</p>

イ 教育長が目指す流山市の教育は、「子どもが主体的に考え、何事にも挑戦し、失敗を繰り返して「生きる力」を養っていくこと。」と発信している。子どもの主体性を育む教育の重要性については、保育士や幼稚園教諭、教員だけでなく、教育する第一義的責任を有する保護者も共通認識を持つ必要があると考える。目指す流山市の教育をみんなで支えていく共通認識をつくるために何をすべきと考えるか。

(3) 令和6年9月定例会の市政における一般質問において、近藤みほ議員が流山市版架け橋プログラムの早期実践の仕組みづくりに向けての提言を行った。保育園や幼稚園で培った主体性や好奇心を小学校教育にスムーズに引き継ぐための仕組みづくりに向けて、以下検討状況を問う。

ア 流山市の私立幼稚園、私立保育園などを含め、幼児教育の現場に足を運び情報収集を行うことについて

イ 東京都八王子市で実践されている「保・幼・小連携の日」を通じて、よりよい連携のための課題共有を目的とする研修や公開授業を各地域で実践することについて

ウ 仕組みづくりに協力的な幼稚園、保育園については連携園にしていくことについて

質問事項	要 旨
<p>1 おひとり様（独居） 高齢者の終活サポート について</p>	<p>(1) 国立社会保障・人口問題研究所によれば、独居高齢者世帯が2050年には前回推計を150万世帯上回り、予想を上回るペースで急増するとしている。それを踏まえ、本市の独居高齢者世帯の割合は現在、一般世帯の何%か。また65歳以上の高齢者世帯の何%か。今後どのように推移すると予測しているのか。</p> <p>(2) 独居高齢者世帯の課題として、①金銭等管理、②病院への入院、介護施設への入所、その他契約時などの身元保証人手配、③死後の事務手続きの手配等、大きく3項目のサポートが挙げられる。本市では、現状、誰がどのように対応をしているのか。また、実態調査は行っているのか。今後の課題はどのように認識しているのか。</p> <p>(3) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は、手続きがシンプルで、比較的にしやすい制度であると考えが、本市の利用状況はどうか。本事業の利用が進んでいない場合、その理由は何か。</p> <p>(4) 本市の成年後見推進センターに相談に来る市民のうち、独居高齢者の数、割合はどうか。任意後見人制度を希望する方々の割合はどうか。</p> <p>(5) 流山市在宅医療介護連携推進事業の中で、看取りが大きなテーマであると認識する。独居高齢者世帯の看取りの現状はどうか。また、課題は何か。</p> <p>(6) 全国的に、独居高齢者世帯のための終活サポート事業を開始する自治体が増えている。他自治体は終活情報登録制度を創設するなどのサポートを行っているが、本市における独居高齢者に対する終活サポートについて、当局の見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 「安心・安全で快適に暮らせるまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 「夜間、横断歩道を渡る待機者が見えるように対策を講じてほしい」、「防犯灯同様に、自治会管理の防犯カメラを市に移管し、適正な稼働・更新が確保できないか」、「公園管理の委託費増額、様々な申請書類の簡略化・電子申請化など自治会活動を後押しして欲しい」などの市民要望にどのように応えるのか。</p>
<p>2 「生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 「小児救急医療体制の維持・充実」、「市民総合体育館の利便性向上」を求める市民要望にどのように応えるのか。</p> <p>また旧割烹新川屋の将来像や在り方はゼロベースで見直しを行うことになっているが、そもそも現行の管理・保存は文化財としての扱いとして適切なのか。</p>
<p>3 「良質な住環境で暮らせるまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 事業系ごみの出し方変更に伴う不満の声や、美原地区の家庭ごみ撤去の行政代執行後の対応を求める声にどう応えるのか。また市民生活への影響が大きい上下水道料金の値上げは回避すべきと考えるがどうか。</p>

<p>4 「賑わいと魅力のあるまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 小規模公共工事や分離分割発注のさらなる拡大をはじめ、地域経済の振興・循環促進に向けた各施策に期待する声にどう応えるのか。また国政に絡み「年収の壁」の議論では、とりわけ中小零細事業者の重い負担は死活問題となりかねず、国・県・市の取り組みが不可欠と捉えているがどうか。</p>
<p>5 「誰もが自分らしく暮らせるまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 「東京2025デフリンピックを活かし、市内でもデフスポーツの魅力などを伝え、共生社会の進展に活かしてほしい」、「福祉タクシー券を使いやすくしてほしい」との要望にどう応えるのか。</p>
<p>6 「子どもをみんなで育むまち」について</p>	<p>(1) 予算編成方針において、令和7年度どのような施策展開を図り、新規事業や各制度の拡充を図るのか。</p> <p>(2) 幼児教育支援センター及び附属幼稚園を含め、子どもの教育・福祉に係る全施設を生かした取り組みの充実・強化と、行政組織における横断的連携と支援体制の強化について問う。</p>

質問事項	要 旨
1 市長の政治姿勢について	<p>(1) 今、国民の関心・話題になっている「所得税の103万円の壁」引き上げについてどう捉えているのか。地方自治体からは大幅な税収減が強く懸念され、国に財源確保を求める声が出ているが、本市はどのような対応を図るのか、市長の見解を問う。</p>
2 高齢者福祉の増進・充実について	<p>(1) 物価高騰が高齢者の年金生活を直撃し、「暮らしていけない」という悲鳴が上がっている。高齢者の暮らしを支え、高齢者の人権と尊厳を守る政治の役割について問う。</p> <p>(2) 連続発生している凶悪・強盗犯罪や特殊詐欺などに対して、不安の声が寄せられているが、その防犯対策について問う。</p> <p>(3) 加齢性難聴への補聴器購入費助成制度について問う。</p> <p>(4) 一人暮らしの高齢者の安心・安全な生活を守るために、見守り用の人感センサーの助成制度について問う。</p>
3 気候変動対策について	<p>(1) 世界でも、国内でも異常な気象が年々悪化し、災害の激甚化・頻発化、生態系への脅威となっているもとで、将来を担う若者を中心に取り組みの強化を求める世論と運動が広がっている。市民レベルで関心を高め、周知・啓発、積極的な関わりを促すために当市でも「気候非常事態宣言」をすべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 公共施設の断熱改修の促進、市民への断熱リフォーム助成制度について問う。</p>
4 交通安全対策について	<p>(1) 国道6号と市道260号線の交差点（前ヶ崎591-8地先）で事故が多発しているが、その安全対策について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 子育て世帯の生活支援について</p>	<p>(1) 労働者の実質賃金はこの10年で30万円以上も減少し、2024年7月に発表された「国民生活基礎調査」では、「生活が苦しい」という回答が6割を占めた。物価高騰は続いており、2024年10月の食品値上げは2911品目にも上る中で、特に子育て世帯への生活支援・教育費の負担軽減は喫緊の課題と考え、以下問う。</p> <p>ア 就学援助制度の拡大について                      イ 学校給食無償化の拡充について                      ウ 児童扶養手当の拡充について                      エ 高等教育への進学・就学にかかわる負担軽減について                      オ フリースクール通学者への経済的支援について</p>
<p>2 防災対策の強化について</p>	<p>(1) トイレ確保策や在宅避難者への支援、市の事業継続計画（BCP）など防災対策の強化・充実策について問う。</p>
<p>3 南部地域のまちづくりについて</p>	<p>(1) 飛地山の開発計画について問う。</p> <p>ア 飛地山に係る各種手続きの進捗と今後の手続きについて                      イ 周辺住民からの指摘要望について</p> <p>(2) 三郷流山橋有料道路周辺の住民要求について問う。</p> <p>ア 周辺住宅への振動対策について                      イ 三郷流山橋有料道路下の調整池の環境衛生について                      ウ 道路わきの植栽について</p>

質問事項	要 旨
<p>1 ジェンダー平等社会の推進について</p>	<p>(1) 2024年10月30日、東京高等裁判所において「同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反する」との画期的な判決が下された。同性婚の法制化について見解を問う。</p> <p>(2) 男女共同参画推進の立場から「職場における女性特有の健康課題」への取り組みについて問う。</p> <p>(3) 子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度「日本版DBS」を導入するための法律「子ども性暴力防止法」が2024年6月に参議院本会議で可決成立した。本市では、どのように取り組むのか。また、性犯罪・性暴力の防止・根絶に向けた本市の取り組みについて問う。</p>
<p>2 市職員の兼業について</p>	<p>(1) 公務員の兼業については「特定の利益に偏することなく、常に中立かつ公正であること」また「公務員ではなく、私人として従事し、その従事内容により市民に誤解を与えるといったことを避けること」などが大変重要であると考え、当局の見解を問う。</p>
<p>3 ウイングホール柏斎場について</p>	<p>(1) ウイングホール柏斎場における「火葬待ち日数が長い」「流山市民が他市施設を利用すると料金が高額になる」という課題について、議会の共通認識となっており、令和6年第3回定例会の決算審査特別委員会で取りまとめた議会指摘要望事項の中にも盛り込まれた。令和6年第1回定例会の予算審査特別委員会では、市長から「構成3市で他市の斎場の事例を調査研究しながら検討を進めていきたい」との答弁が出ていたが、その後、どう取り組まれたのか、進捗状況について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 流山市の水道事情と災害対策について</p>	<p>(1) 市上下水道局によると、流山市の水道水は、2割が地下水、8割が北千葉広域水道企業団から購入して供給していると把握している。柏市の下総航空基地付近ではPFASが地下水から検出されたことを踏まえ、以下を問う。</p> <p>ア 2割を占める地下水の検査の進捗状況はどうか。結果はいつ公表されるのか。</p> <p>イ PFASを除去するには、活性炭などに吸着させて除去する方法があるとのことだが、もし今後PFASが検出された時には、どのような対応を考えているか。</p> <p>ウ 流山市では、小中学校を中心に災害用の井戸が設置されているが、そこで組み上げる地下水と流山市の水道水に含まれる2割の地下水は、その取水の深さにどのくらい違いがあるか。</p> <p>エ 災害時には水不足が一番問題になると聞かすが、井戸水を飲み水に変換できる浄水器は十分にあるか。また、他の方法で災害時に市民に水を供給できる方法があるならば、それはどのようなものか。その方法は自治会などに周知はされているか。</p> <p>(2) 水道民営化について警鐘を鳴らす専門家もいるが、当局はどのような見解を持っているか。</p>
<p>2 オーガニック給食の導入について</p>	<p>(1) 令和2年度に学校給食で、有機食品を利用している自治体は123市町村だったのが、令和4年度には193市町村になった。オーガニック給食の定義として、JAS認定を基準とする自治体もあれば、生産者や消費者が参画し、取り組み水準の決定をするPGS(参加型保証システム)を利用し、認証価格を抑えて実現する自治体もある。茨城県常陸大宮市では、オーガニック給食を政策として掲げる市長が、JA(農協)の協力のもと、農地の一部で有機野菜づくりを取り入れ、従来の慣行農業と共存しながら、子ども達だけでも有機食材を食べられるよう尽力している。今は常陸大宮市における学校給食に有機米の導入率約44%、有機野菜の導入率約12%まで実現されており、2027年までに100%を目指している。このように、最初から100%オーガニック給食というのは現実的ではないので、少しずつの導入という動きが全国で広がっている。今現在では、東京都で3区2市、千葉県で9市がオーガニック給食に取り組んでいる。以上を踏まえ、以下を問う。</p>

<p>3 流山市における地域農業支援体制について</p>	<p>ア 本年3月の市政に関する一般質問で、今年9月から学校給食における流山産米の供給が間に合わないため、千葉県内の市から選択すると答弁があったが、決定した先はどこか。</p> <p>イ 学校給食及び給食制の保育園、幼稚園についても同様に、例えば、月1回、20%程度のオーガニック食材の導入から始めた場合、年間どのくらいの予算が上乗せになるか。</p> <p>(1) 「不測の事態に国民を守るのが『国防』なら、地域農業を守ることこそが安全保障だ」と、唱える東京大学の教授がいるが、この考え方について市長の見解を伺う。</p> <p>(2) 肥料や種までも輸入に頼る日本では、不測の事態が起こったときに、多くの餓死者が出ると推測されている。そのためにも、市内における農業者の維持も大事であるが、新規就農支援の必要性もあると考える。そこで以下を問う。</p> <p>ア 流山市はもともと、農家が多い地域であったと思うが、15年前と比べて農家の数、農地面積はそれぞれ何%減ったか。またそれに関して当局はどのような課題があると考えるか。</p> <p>イ 当局が今ある農家の維持のための取り組みとして、どのような事業があり、成果があった事業は何か。また、そのために工夫した点は何か。</p> <p>ウ 新規就農相談で当局を訪れる市民は年間何人ほどか。</p> <p>エ アグリサポーター制度に関して、農作業における人手不足や多忙な農家からのサポート要請があった場合に、一般市民がサポートする制度だと認識するが、市民サポーターの数と、受入れ希望している農家の数は何軒か。また、そのマッチング(援農)が成立していない理由と課題は何か。</p> <p>オ 近隣の自治体では、新規就農希望者にも手厚く就農研修をるところがあるが、流山市において新規就農促進のための研修を実施するための課題は何か。</p> <p>カ 市民農園を借りるための抽選の際に列ができていたり、農業の体験イベントに多くの子連れ家族がやってきましたりするところを見ると、農業と教育に興味関心がある市民が多いと考える。今後市民農園の増園や家族の分とお裾分け分程度の自給自足を考えている市民の農地を確保するために、市ができることはないか。</p> <p>(3) 内閣府のホームページによると、国は2050年までに3Dプリンターで人工的に製造する野菜や人工肉などを導入していく方向性を検討しているようだが、当局はこれに対しどのような見解を持っているか。</p>
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問事項	要 旨
<p>1 流山市の不登校対策と、子ども関わる庁内データの連携及び導入しているシステムとその活用状況について</p>	<p>(1) 現在流山市が持つ子どもに関するデータを連携し、更に支援につながりやすく、またサポートを行いやすくするために部や課を越えたデータ連携を行い、不登校対策・不登校支援につなげるべきと考えるがどうか。以下3点について問う。</p> <p>ア 庁内で持っている子どもに関する情報の部や課を越えたデータ連携は、個人情報の観点等を考慮した場合に制度上可能なのか。</p> <p>イ 流山市が現在行っている不登校対策の取り組みとして、どのようなシステムを導入し活用しているのか。</p> <p>ウ 統合型校務支援システムなどの活用状況と課題について</p>
<p>2 流山市のいじめ問題に対する予防と対応について</p>	<p>(1) 流山市のいじめ問題に対する取り組みと、対応方法について、以下2点を問う。</p> <p>ア いじめ対策と、いじめが発覚した際の対応方法について</p> <p>イ いじめ重大事態の認定フローと起きてしまった際の対応について当局の見解を問う。</p>
<p>3 流山市の認知症施策について</p>	<p>(1) 認知症施策の先進自治体の例として、世田谷区では「認知症とともに生きる希望計画」が策定されるなど、認知症自体を特別な存在とせず、自分自身・家族・親戚・友達など誰しもある可能性がある身近なものとして捉え、それを自治体全体の認識として広め、認知症になる事によって負い目を感じることなく、お互いに支え合い、認知症になっても楽しめる社会を実現しようという動きがある。また、認知症施策自体を計画の段階から認知症当事者の方たちと議論し、計画策定後も認知症当事者が講演する機会を設けるなど認知症の方々の社会参加の場を設け、認知症包摂社会実現のために、取り組みを広げるなどしている。上記をふまえ以下を問う。</p> <p>ア 流山市の認知症理解増進や認知症予防や当事者へ向けた取り組みはどのようなものがあるか。</p> <p>イ 認知症に対する理解増進のために更なる啓発や、認知症観の転換を目的とした市の姿勢を示す必要があると考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 犯罪被害者の保護について</p>	<p>(1) 犯罪の手法が多様化し、今まででは考えられない様な犯罪が日々報道されている。全国的には、事前に警察に相談していたにも関わらずストーカー被害で命を落としたり、在宅中にも関わらず強盗に入られて重傷を負ったり、命を落とす事件も頻繁に報道されている。更には闇バイト等、甘い言葉に騙された若者が、加害者でもあると同時に、被害者でもある様な犯罪の手法が現れるなど、犯罪の手口が多様化しており、犯罪被害者を守るためには警察だけの力ではなく行政の力も重要と考え、以下を問う。</p> <p>ア 犯罪被害者から相談があった場合、市では現状どの様に対応するのか。</p> <p>イ 流山警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会が毎年1回、1月頃に開催されている。現状はどの様な体制で対応しているのか。また、今後の体制についてはどの様に考えているのか。</p> <p>ウ 近隣市では犯罪被害者を守る条例が制定されている自治体もあるが、流山市では条例制定についてどの様に考えているのか。</p>
<p>2 各種補助金の制度設計について</p>	<p>(1) 補助金について、予算が無くなった段階で締め切られる制度設計になっている補助金が多い。国の制度による補助金の場合は財源が無くなったら終了と言うのは理解できるが、市独自の制度による補助金で、特に市にとってもコストパフォーマンスを上げる制度の場合に限っては、補助金の予算を使い切った後で補正予算を組んで受付を再開したり、過去の推移を見て補助金の当初予算を増やしたりすることも出来ると考える。流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金について、市のホームページには「流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金は、予算上限に達したため、令和6年8月8日（郵送は17時までの到達）をもって受付を終了しました」とあるが、年度初めの4月から始まった補助金が8月で終了するというのはなぜなのか。補正予算を組んで追加で受け付ける事は検討したのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 防犯について</p>	<p>(1) ここ最近、強盗などの生命の危機に直面する凶悪犯罪が急増している。また、振り込め詐欺も終息する気配がなく、市民の犯罪に対する恐怖心と防犯への意識の高まりをより大きく感じる。そこで、本市における防犯について、以下を問う。</p> <p>ア 自宅などに訪問・侵入される生命の危険が伴う犯罪について、本市の動向はどうか。</p> <p>イ 市民からどのような声を聞いているか。</p> <p>ウ 防犯カメラの設置についてはどうか。</p> <p>エ 本市の防犯対策はどうか。</p>
<p>2 地域経済について</p>	<p>(1) 本市では「企業動向調査」を、流山商工会議所では「景気動向調査」を実施しているが、以下について問う。</p> <p>ア 直近の結果から、市内経済の現況及び市内の中小企業・小規模事業者の景況をどのように捉えているか。</p> <p>イ 市の令和5年度の調査結果は、新たな事業の検討や既存事業の改善に、どのように役立てられたのか。</p>
<p>3 南流山の諸課題について</p>	<p>(1) 南流山駅入口交差点のスクランブル交差点化から半年以上が経過した。その後の状況について、以下を問う。</p> <p>ア 交差点周辺の渋滞状況はどうか。</p> <p>イ 歩行者や自転車が横断歩道を渡るときの安全状況はどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 ごみ屋敷対策における現状について</p>	<p>(1) ごみ屋敷対策については、令和4年第4回定例会で市政に関する一般質問を行った。その後、早急な対応を取って頂き、令和5年第1回定例会において、廃棄物除去徴収金として廃棄物除去費用に係る原因者からの徴収金を計上する補正予算が組まれるなど、ごみ屋敷対策を進めていることは認識しているが、現在の状況について以下を問う。</p> <p>ア 現在までの経過と現状について。</p> <p>イ 今回の処分業務の経費として総額いくらだったのか。</p> <p>ウ その費用は、誰が負担すべきなのか。また現在はだれが負担しているのか。</p>
<p>2 西深井地区の区画道路改良事業について</p>	<p>(1) 西深井地区の道路に関しては、狭隘な道路が多く、特に流山市道118号線（旧県道松戸野田線）から西深井小学校への進入路は、極めて狭隘な道路であり、通学路としての安全性や緊急車両の進入などの問題があった。このようなことから、平成23年第4回定例会において「大型消防車等が通れる新しい道路づくりに関する請願書」が提出され、全会一致で採択された。その後、平成30年第4回定例会において「西深井小学校通学路の安全対策について」として市政に関する一般質問を行った。執行部では、長年にわたり当該区画道路の改良事業に取り組んできていることは認識している。しかしながら、請願から約12年の歳月が経過しており、早期の道路整備を望んでいる。このようなことから、現在の進捗状況と今後の見通しについて問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 消防本部の活動姿勢について</p>	<p>(1) 本年、1月1日に発生した能登半島地震発災後の消防本部は、支援活動に参加していない。ドローン等最新の機材や全国消防救助大会での好成績を残しながらも緊急災害時に駆けつけることができなかった。消防本部の活動姿勢について問う。</p>
<p>2 白みりんミュージアム、近藤勇陣屋跡等周辺整備について</p>	<p>(1) 白みりんミュージアム開設予定は、令和6年度となっており、今年度の残り時間は残り3か月ほどである。完成後の流山本町地区の展望について、具体的な整備案を問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 子どもの権利侵害における相談・救済について</p>	<p>(1) 2022年に制定されたこども基本法において、「子どもの権利」を認めることは、子どもの言いなりになることではなく、意見を聞き、子どもにとっての最善の利益を判断し、誠実に対応することである。いじめ、不登校、教職員の指導・対応、学校の対応、その他機関の対応など、子どもが権利を侵害されたと感じた時に、相談し救済される仕組みが必要であり、その中で、様々な機関との繋がりを強化する必要があると示されている。そこで、以下を問う。</p> <p>ア 子どもの権利を守るために、他自治体では子どもコミッショナーや子どもオンブズパーソン、子どもの権利擁護委員などが設けられている。(仮称)流山市こども計画(案)では、子どもの権利侵害に関する相談・救済機関の設置を検討するにとどめているが、今後どのように考えるのか。</p> <p>イ 公的な第三者機関として、相談・救済を行う場合、他機関や庁内各課との連携が必要になるが、まずは子どもの権利を関係各課が理解するところからスタートするべきと考えるがどうか。また、各市長部局及び教育委員会いじめ防止相談対策室・教育研究企画室との連携についてはどのように考えるのか。</p>
<p>2 流山本町の交流人口を増加させるための施策について</p>	<p>(1) 2020年策定の都市計画マスタープラン「4-1土地利用の基本方針」によると、流山本町については、「地域資源や歴史的景観を活かした環境整備に取り組み、快適に回遊できるまち歩き空間の創出を図ります。」とある。そこで以下を問う。</p>

<p>3 流山市版架け橋期カリキュラムと幼保小の連携について</p>	<p>ア 本年度そして次年度へ向けて、市長が考える流山本町の交流人口を増加させるために必要な施策の方向性について</p> <p>イ 令和6年第2回定例会の市政に関する一般質問において渡辺仁二議員が一般質問した際の答弁において、「ツーリズム施策を活かしたまちづくり」について、各部署が横断的に連携し、流山本町地区の魅力を更に高めるための「流山本町江戸回廊再生プロジェクト」を立ち上げたであった。プロジェクトメンバーは、まちづくり推進課長、都市計画課長、流山本町・利根運河ツーリズム推進課長、道路管理課長、博物館長で構成されているとあるが、今年度の活動実績はあるのか。</p> <p>ウ 一茶双樹記念館の今後の運営方針について、現在どの様に検討がなされているのか。</p> <p>エ 公設民営の手法として、国が研究している指定管理者制度よりも自由度の高いコンセッション方式がある。一茶双樹記念館なども含め、施設の管理手法として有用性が高いと考えるが、流山市における実施の可能性はあるか。</p> <p>(1) 令和6年第2回定例会の市政に関する一般質問で架け橋期カリキュラムについて質問した際に、「各施設での架け橋期カリキュラムの作成及び浸透を図るために、幼児教育に精通した大学教授から助言を受けながら、小学校、幼児教育・保育施設の代表者を含めた会議体の立ち上げに向けて準備を進めています。」との答弁があった。その後の進捗状況について以下を問う。</p> <p>ア 流山市版架け橋期カリキュラムの進捗状況について</p> <p>イ 幼保小の連携について</p> <p>(2) 保育園での障害児受け入れがスタートして半年、どのような課題があるのか。</p> <p>(3) 幼稚園に入園を希望する要配慮幼児の相談については、今後どのように対応していくのか</p>
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 陳 情 書

坂巻 義一

殿

集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と  
予防策を求める陳情書

## 《陳情内容》

地域の集合住宅内に於いて組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）他の入居者や近隣の人を使い引っ越しせざる負えない状況に追い込まれている場合があります。

これは集合住宅に限らず、一戸建て団地でも地上げ目的等で引っ越しに追い込まれる場合もあります。これを長期に渡り、引っ越しする予算も無く、その団地内で孤立し堪えている方々が救済を求めています。公営の団地でも行われ、自治会等が中心になり組織立って追い出し工作をやっているとの被害者さんの声が多々あります。

犯罪として訴えても警察は軽微な犯罪と相談のみで一向に調べず、自治会を指導する機関も存在しませんし、不動産管理会社も理解出来ず退去を求めて来ることになります。

更に本年8月5日朝日新聞記事（ドキュメント2024）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる東京・多摩ニュータウンという記事がありました。

昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巢食う築50年以上の老朽化団地を生活保護受給者に斡旋する不動産屋、社団法人があり生活保護費をピンハネする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人達を利用し嫌がらせ犯罪（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）に加担させていると考えられます。

朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V2K骨伝導音声送信という技術を使い演出可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものであります。

これら生活保護者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）貧困ビジネスの調査解明を訴え陳情致します。



《陳情項目》

- 1 公営の集合住宅自治会への組織的嫌がらせ追い出し工作等の調査と指導
- 2 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の関与を防ぐ施策を検討し指導する。
- 3 これら組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）の専門窓口と調査班の設置  
騒音、異臭、毒物、電磁波を調べる測定器類の設備を整え、これを訴える市民の近辺測定、そして近隣を訪問し注意喚起案内を手渡す。

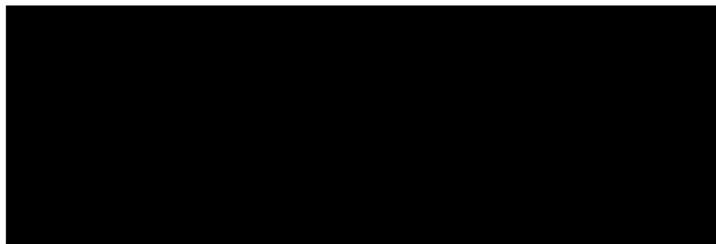
令和 6 年 8 月 21 日

住所

氏名

令和6年10月25日

流山市議会 議長殿



臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための  
法整備等を求める意見書提出の陳情書

陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が2022年12月、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

陳情第14号

安心・安全な医療・介護の実現のための人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

安全・安心の医療・介護実現のために、関係機関に対し、下記の事項を盛り込んだ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅増員を支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設や有床診療所で行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

2024年11月18日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一 様

陳情第15号

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を  
求める陳情書

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食費、  
居住費などの重い費用負担のため必要なサービスを利用できない事  
態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりの  
ままです。

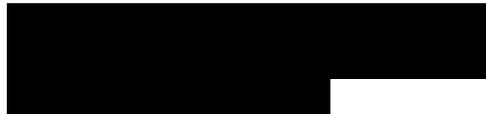
2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましてが、介護職員  
とり、介護事業所など、介護現場の人手不足は本ままで  
1.5倍を越えるものなど、介護保険の国庫負担率を引き上げ、  
介護保険の国庫負担率を引き上げ、介護従事者の処遇改善を  
求め、抜本改善、介護保険の抜本改善、介護従事者の処遇改善を  
求める陳情書

記

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保証される  
よう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な  
見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に  
引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底  
上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が  
生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講ずること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、  
2の保険給付は必ずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重  
大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで  
早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、  
人員配置基準の引き上げを行うこと。

2024年11月18日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一 様



## 令和6年流山市議会第4回定例会提出請願・陳情文書表

令和6年 月 日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第12号	8月26日 (郵送)	集合住宅での組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー犯罪)の解明と予防策を求める陳情	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営の集合住宅自治会への組織的嫌がらせ追い出し工作等の調査と指導をしてください。</li> <li>2 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー犯罪)の関与を防ぐ施策を検討し誘導してください。</li> <li>3 組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー・テクノロジー犯罪)の専門窓口と調査班の設置、騒音、異臭、毒物、電磁波を調べる測定器類の設備を整え、これを訴える市民の近辺測定、そして近隣を訪問し注意喚起案内を手渡してください。</li> </ol>			参考配付
陳情第13号	11月5日 (郵送)	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」を国へ提出してください。			参考配付
陳情第14号	11月18日	安心・安全な医療・介護の実現のための人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員して下さい。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅増員を支援して下さい。</li> <li>2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善して下さい。</li> <li>3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充して下さい。</li> <li>4 患者・利用者の負担を軽減して下さい。</li> </ol>			

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第15号	11月18日	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書	<p>1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保証されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直して下さい。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げて下さい。</p> <p>2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行って下さい。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じて下さい。</p> <p>3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付は必ずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないで下さい。</p> <p>4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げて下さい。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行って下さい。</p>			
陳情第16号	11月18日	「流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票の保存期間の延長を求める」陳情書	<p>新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種の予診票について、保存期間を現行の5年間から当面の間、無期限として下さい。保存方法については、紙と電子データの2通りでの平行保存として下さい。</p>			

## 米の安定供給と食糧支援を求める意見書

異常気象、世界的な食料需給のひっ迫、円安などにより、食料品の値上げが相次ぐ中、米不足と米価の値上がりが生活苦に追い打ちをかけている。

いま、主食の米が不足することがないように対策を取り、消費者は安心して食べ続けられ、農家は安心して作り続けられる食糧政策の実現が求められている。特に、「こども食堂の現状&困りごとアンケート2024」調査結果（認定NPO法人子ども食堂支援センターむすびえ・24年9月発表）では、「物価高の影響を感じる」9割、もらうと嬉しいのは「米」が8割と回答しており、生きるために必要な食糧さえも事欠く事態は、この日本社会において絶対に回避しなければならない。

そこで、下記を求める。

## 記

- 1 米を増産し、不測の事態に備えた十分な米を備蓄へと拡充すること。
  - 2 政府備蓄米については必要に応じ、無償交付量を増やすとともに、食糧困窮者への不安を解消することをめざし、社会福祉協議会等にも支給を拡大すること。
  - 3 千葉県独自に新たな食糧支援制度を創設するとともに、農家が安心して米を生産し、県民に安定供給できる政策を充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
農林水産大臣 様  
千葉県知事 様

千葉県流山市議会

## 現行保険証の廃止を中止するよう求める意見書

政府は12月2日から、現行の健康保険証の発行を停止するとしている。しかし石破茂首相は、自民党総裁選への出馬を表明していた9月8日、保険証廃止について「期限が来ても納得しない人がいっぱいいれば、併用も選択肢として当然だ」と記者団に語った。また総裁選政策発表を行った9月10日の会見でも、「一部の人々に不便や不利益を与えないような配慮をしながらやっていきたい」とも訴えた。さらに、第2次内閣発足に際しても、「納得と共感」というキーワードを継続しており、マイナ保険証への対応が問われている。

そもそもマイナ保険証をめぐるのは、能登半島地震時、停電が続くもとでマイナ保険証の読み取りができなかった以外にも、全国の医療現場では今年5月以降、トラブルがあったと回答した医療機関は約7割に及んでいる。さらに高齢化が進展するもとでも、マイナ保険証の特質上、5年毎の更新が不可欠となり、そのため更新日から3カ月以内に役所に出向くことも求められ、現行保険証の廃止に伴うトラブルや課題は引き続き起きかねない。よって、現行保険証の廃止を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
厚生労働大臣	様
デジタル担当大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

## 「婚姻の平等」法制化に向けた準備着手を求める意見書

今年10月30日、東京高等裁判所は、戸籍上同性のカップルの結婚を認めないのは違憲とする判決を出した。これは札幌高等裁判所に続く2例目の判決となった。地方裁判所の段階では6件のうち5件が「違憲」「違憲状態」としており、同性カップルに対する差別の放置は許されないと司法判断の流れが定着しつつある。

世界でも、37カ国・地域で同性婚が認められている。また国際条約であり、日本政府も批准している自由権規約では、性的指向による差別を禁止している。国内でも、人口の9割近くを占める地域で性的少数者のカップル関係を認める「パートナーシップ制度」が導入され、国民の意識調査でも年を追うごとに同性婚を認めることに賛成する者が増え、反対する者が減る傾向が顕著となっている。

そこで政府等関係機関に対し、「婚姻の平等」法制化に向けた準備着手を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
男女共同参画担当大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

国立大学・高専の授業料無償化等、早期着手を求める意見書

国際人権規約A規約第十三条二(c)では、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と明記され、わが国も今規約を批准している。

しかし各国公私立大学では、今でも高すぎる授業料を、さらに値上げする方向である。

ただでさえ格差と貧困が広がり、日々の生活に苦慮している若者からは、「授業料の負担から進学をあきらめた」、「アパート代が高く、県外の自宅から2時間かけて通学せざるをえない」、「掛け持ちバイトでも学費全額を工面できない。食事は1日1回という場合も少なくない」などの声が聞かれている。

石破総理大臣は、9月の自民党総裁選で「国立大学・高専の授業料無償化」を掲げている。また本年第50回衆議院選挙に対する自由民主党公約では、「家庭の経済状況に関わらず、大学・高専などへの進学を希望する全ての若者が、自らの夢を実現できる社会にするため、高等教育の無償化を大胆に進めます」とし、その他の政党や候補者も同一趣旨の公約を掲げている。

そこで以下のことを強く求める。

記

- 1 「国立大学・高専の授業料無償化」をめざし、国会内で超党派での具体的協議を早期に着手すること。
  - 2 国立大学運営費交付金の維持・増額を図ること。また参議院文教委員会の「私立学校振興助成法案に対する附帯決議」（1975年7月1日）の実現に最大限努めること。
  - 3 修学支援新制度・給付型奨学金については、学生の学ぶ権利を保障するとともに、この間の消費者物価の上昇を踏まえ、改善すること。
  - 4 県立大学の入学金減額や、民間企業が就職する若者の奨学金代理返済する場合、支援を行うなど他県での取り組みを参考に、千葉県でも取り組みを強化し、県内の若者のサポートを行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様
少子化担当大臣	様
内閣官房長官	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

## 流山市議会 I C T 推進基本計画 〔計画期間：令和 7 年 4 月 1 日－令和 11 年 3 月 31 日〕

### 第 1 章 総 論

#### 1 【計画策定の背景】

本市議会では平成 21 年 3 月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年 4 月 1 日施行された。それを受けて、同年 10 月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議（別添のとおり）を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

#### 2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

### 第 2 章 基本フレーム

#### 1 【基本的な考え方】

議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の 4 点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

### 第 3 章 事業の展開

#### 1 【個別の実施計画について】

基本フレームを実施するにあたり、「流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧」を作成し実施することとする。実施計画は、以下の 6 分野に基づき策定するものとする。

- (1) 市民との情報共有の拡充
- (2) 市民参加による議会運営
- (3) 分かり易い会議の実現
- (4) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上
- (5) ペーパーレスの促進
- (6) 必要となる I C T 基盤の整備

#### 2 【財源措置】

予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第 12 条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、議会費として要望する。

#### 3 【計画の見直し】

- (1) 流山市議会 I C T 基本計画は 4 年ごとに見直すものとする。
- (2) 流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧については、2 年ごとに見直すものとする。

改定履歴

策 定：平成30年

見直し：令和3年、令和6年

「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と  
情報通信技術（ICT）の推進を求める決議

「市民に開かれた議会」には、二元代表制の一翼を担う議会として「市民との情報共有」、「市民への説明責任」が課題であり、「公開性・公平性・信頼性」等、民主主義の基本的価値の実現が求められる。特に透明性を実現するためには、その活動が市民の目に見えるものでなければならない。

平成21年3月定例会において、全会一致で可決され、平成21年4月1日から施行している流山市議会基本条例は、当市議会の運営における規範的事項を定めており、その前文には「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」と、記載されている。

一方、近年各国の議会では、情報通信技術（Information and Communication Technology:以下、「ICT」という。）を活用して、議会制度と民主主義に関する国民の理解を深めるため、国民に対する情報発信を積極的に実施している。この背景には、近年の政治不信、政治参加の低下は、有権者が議会の情報を十分に与えられていないことに大きく起因するものと考えられていることがある。

議会の過程（プロセス）を市民に明らかにし、議会情報への接続（アクセス）のしやすさ、透明性、説明責任（アカウンタビリティ）、市政への市民参加を推進し、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得る手段としてICTを活用することは、議会と市民をつなぐ有効的な手段である。

よって、当市議会は「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図るため、その第一段階として、議会から市民に向けての情報発信、議会活動・討議の活性化のため、具体的方法について積極的に協議し、平成22年度中にその結果に基づき実施することを決意する。

以上、ここに決議する。

平成21年10月2日

千葉県流山市議会

流山市議会 ICT 推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(見え消し)

別紙8  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

赤字…議運での協議結果に基づくもの  
緑字…文言の調整や議運で直接言及はないが、総合的に調整したもの。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
1. 市民との情報共有の拡充				
1-1. インターネットによる会議他の公開				
1-1-1. 本会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成18年9月	継続中		
①より見やすい様に視聴・録画再生のためのインターフェイスを見直す。	平成26年11月	平成30年11月 中止	平成30年11月	平成26年第4回定例会以降、業務委託先のシステム改修に伴い一部インターフェイスが変更されていますが、流山市議会としての改修は行っていませんから中止としました。
②中継・録画の画質改善を行う。	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、カメラを高画質のものに交換しました。
③議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの独自開発が必要になり、費用の増大を招くとの判断から事業としての取り組みを中止しました。
1-1-2. 委員会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	継続中		平成22年4月より一部特別委員会で試行し、Ustreamにより開始しましたが、サービスの有償化に伴いYouTubeに移行しました。カメラ操作の人員が確保できないことから、固定カメラによる議会側・執行部側の2画面構成で実施中です。
①議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの修正が必要になり費用の増大を招くのみならず、録画データを編集作業の議会事務局職員の負担が生じることから事業としての取り組みは中止としました。
1-1-3. 会派代表者会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	会派代表者会議で議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-4. 全員協議会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	全員協議会で説明・議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-5. 議会報告会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	一部報告会で実施しましたが、報告会開催場所に十分なインターネット環境が無いこと、機器設営作業の負担、中継業者の確保などの問題があることから中止としました。
1-1-6. 議会中継を見る日キャンペーンの実施	平成24年2月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	ホームページ、ツイッターにより試行しましたが、具体的な成果が確認できなかったことから中止としました。
1-1-7. 市役所第1庁舎1階ロビーにおける委員会中継の実施	未定	未着手		<del>現在、本会議中継は行われていますが、委員会中継も同様に視聴できるようにします。</del>
		削除		
1-2. 議会ホームページの充実				
1-2-1. 議会日程のインターネットによる公表	平成23年8月	継続中		掲載範囲、掲載時期については、議会広報広聴特別委員会にて定期的に見直しを実施しています。
1-2-2. インターネット(ライブ&録画)中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。	平成23年4月	継続中		議案は事前公開を実施しています。
1-2-3. 議会の独自ドメイン取得	平成24年10月	継続中		議会独自のドメインを取得し運用中です。
1-2-4. 会派のWebサイトを作成	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	各会派で独自に取り組むべき課題であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。
1-2-5. 議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議員個人で取り組むべき項目であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。また、容易に個人でWebサイトを立ち上げる環境も整備されています。
1-2-6. 議員個人のWebサイトへのリンク	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	令和元年7月8日の議会広報広聴特別委員会にて実施が決定され、9月5日から実施中です。
1-3. インターネット以外による情報共有の方策				
1-3-1. 議会案内板の電子化		削除	未定	未着手
		未定	未着手	現在、市役所第1庁舎1階にホワイトボードで手書きで記載されているもののデジタル化を検討します。

流山市議会ICT推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(見え消し)

別紙8  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

赤字…議運での協議結果に基づくもの

緑字…文言の調整や議運で直接言及はないが、総合的に調整したもの。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
2. 市民参加による議会運営				
2-1. SNSの有効活用のため議会の公式アカウントを取得する。	平成22年4月	実施済み		ツイッターのアカウントを取得していますが、議会としての中立性を保ったアカウントの管理が極めて困難であり、公式な予定などの情報発信としてのみ運用中で個別の問い合わせについての回答は行っていません。
<del>2-1-1. SNSの公式アカウントの有効活用の研究</del> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">削除</span>	未定	未着手		<del>多くの議員・市民がスマートフォンからSNSを活用しており、議会としても発信チャンネルを拡充することは重要であり、議会を身近に感じてもらえる効果があると考えます。</del>
2-2. 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	審議・議論を優先すべきであり、好ましくない影響もあることから、正式に中止としました。
2-3. 市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	平成22年11月	一部実施 継続中	令和3年3月	議会報告会における質問・回答についてのみ実施中です。
2-4. インターネットによる議会アンケートの実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	インターネットによるアンケート実施はそのインフラ整備とアンケート用Webページの開発・維持に相当の費用が必要となることから、中止としました。
2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。	未定	未着手	令和6年11月	<del>実施方法について、調査・研究を引き続き行います。新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生時などには、オンラインでの出席が可能となるよう関係例規の整備を行います。将来的には、議員が育児や介護により、登庁できない場合の選択肢ともなりえます。</del>
<del>2-6. オンライン議会報告会の実施が可能となるよう実施要綱を整備する。</del> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">削除</span>	未定	未着手		<del>新型コロナウイルス感染症の流行下において、会議がオンラインで行われることも普及してきたので、議会報告会においても検討を行います。</del>
3. 分かり易い会議の実現				
3-1. 電子採決システムの導入	平成22年9月	継続中		その後、平成26年12月に使用端末をスマートフォンからタブレットに切り替え、令和元年9月にタブレットからボタンでの採決に切り替えました。
3-1-1. 電子採決システムの改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、電子採決システムも更新しました。
3-2. 一般質問時のプレゼンテーションツールの有効活用	平成24年9月	継続中		実施要領を別途定めています。
3-2-1. 議場におけるプレゼンテーション環境の改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、プロジェクター及び150インチのスクリーンを導入しました。
3-2-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	令和6年3月 令和4年12月	実施済み	令和6年11月	<del>要領を改正し、執行部答弁時に活用されています。執行部の自主性を尊重しつつ、分かりやすい議会の実現のため、執行部答弁時のプレゼンテーションツールの活用について、要領の改正を行います。</del>
3-3. 委員会運営におけるにおけるプロジェクターの活用	平成20年4月	継続中		委員会において必要に応じて活用中です。
3-4. 委員会の協議会における動画の活用	令和4年11月	継続中		静止画像より、動画のほうが分かりやすいと思われる際には、委員長の議事整理権・秩序保持権の下、認めることとします。

流山市議会ICT推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(見え消し)

別紙8  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

赤字…議運での協議結果に基づくもの  
緑字…文言の調整や議運で直接言及はないが、総合的に調整したもの。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
4. 議員の情報活用能力及び活用環境の向上				
4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	平成15年12月	継続中	令和6年11月	平成15年12月導入し、現在も活用中です。 <del>検索における「発言者の指定」機能において時が経つにつれプルダウンの行数が多くなり使いにくくなっています。五十音順などはより選択しやすい機能が求められています。</del>
4-2. 先例集・市例規集、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る	平成24年12月	一部実施 継続中	令和3年3月 令和6年11月	市例規集・会議録については電子化済みですが、対象の範囲の拡大は検討していません。
4-3. 本会議場における情報端末の利用	令和5年8月	一部実施	令和6年11月	議会運営委員会として、協議を継続していくことを確認しました。本会議においては持ち込む情報端末を議会が配付したタブレットに限定しており、議員個人所有の端末は持ち込まないこととしています。
4-4. 委員会審査・協議会におけるパソコンの利用	平成20年4月	継続中		委員長の議事整理権の範囲で利用を許可しています。
4-5. インターネットを利用した情報収集・発信力の向上のための研修会 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">削除</span>	平成23年度	必要に応じて その都度実施	令和3年3月 令和4年11月	新人議員については選挙後の研修で必要な範囲の説明をしています。ICTを推進するためには、その目的と方法について、知識を深める必要があるため、研修会、体験会を原則1年に1回開催します。
4-5. 新聞記事検索データベースの活用	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	ニュース集約サイトやニュースアプリの充実があり、議会全体で取り組む必要があるとは考えられないことから中止としました。
4-6. 発言通告書のメール提出	令和4年11月	継続中		現在の事務フローにおいては、メールによる提出が馴染まない部分があり、病気などのやむを得ない場合に限り、議長への申し入れ、許可の下、通告予備日に提出可能とします。
4-8. オンライン行政視察の実施 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">削除</span>	令和4年11月	継続中		相手先の都合、新型コロナウイルス感染症の流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。
4-7. オンライン研修会の実施	令和4年12月	継続中	令和6年11月	講師の都合、新型コロナウイルス感染症流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。
5. ペーパーレスの促進				
情報端末の導入に伴い、多くの資料を電子化し、配付方法も電子ベースを基本とし、議員の希望により紙ベースも配付しています。 情報端末の導入（6-6）までには、5-1から5-6及び5-8について、原則電子化を目指します。 地方自治法の定めにより書面扱いとなるもの、印影のあるもの等、紙が必要な場面のみを例外とします。 電子化にあたっては紙からPDFに変換するプロセスが発生しないようにします。				
5-1. 予算説明書・決算書の電子化	平成17年3月	継続中		電子化したものを市のホームページで公開しており、それを取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-1-1. 予算決算指摘要望事項の電子化	平成21年10月	一部実施 継続中		議会内の扱いは電子化されやり取りしていますが、執行部への提出は書面で行われています。
5-1-2. 減冊の検討	令和4年3月	未着手	令和3年3月 令和4年11月	既に電子化が行われていることから、議会内で減冊の可否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めていきます。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-2. 予算・決算審査資料の電子化	平成23年度	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月 令和4年11月	一時、議会事務局作業にて執行部提出の資料を電子化(PDF化)し配布していましたが、議会内の協議の場でも統一の要求も特になく中止としました。なお、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-3. 議案書の電子化	平成24年6月	継続中		電子化したものを市のホームページより取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-4. 予算要望の電子化	平成21年3月	継続中		施策体系ごとに各会派より電子データで提出していますが、執行部よりの回答は紙ベースとなっています。
5-5. 発言通告書の電子化	平成23年4月	継続中		事前確認段階などにおいて電子メールなどにより電子化したものをやり取りしていますが、通告自体は最終的に紙に印刷したもので行っています。電子化に際し、取り扱いの容易性を確保するために用紙のサイズをB4からA3に変更しました。
5-6. 執行部からの提出資料の電子化	令和4年3月 令和5年10月	未着手 継続中	令和3年3月 令和4年11月 令和6年11月	公印の押印が必要なものを除き、多くの資料が電子化されています。 執行部で電子化済みの文書のうち、議会でもペーパーレス対応できる文書（財政白書・行政報告書・各種計画など）について議会内で減冊・廃止の可否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めていきます。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。電子化すべき具体的な書類は提案会派から別途、案を提示します。
5-7. 会議録の減冊	平成27年2月	継続中		会議録検索システムがあり全員に配布する必要性が低いことから、各会派1冊ずつ配布することとしています。
5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化	平成23年4月	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ会議通知を行っていますが、各種式典等は主催者があり、紙ベースでの対応となっています。
5-9. 議員履歴の電子化	平成23年4月	中止	平成30年11月	個人情報であり、電子化はその漏洩リスクにつながることから行わないこととしました。
5-10. 報酬明細の電子化	平成23年度	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ月額報酬について行っていますが、期末手当は同封書類などの関係で紙ベースです。
5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">追加</span>	令和5年8月	継続中		必要に応じ、利用方法の研修会を実施しています。

流山市議会 ICT 推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(見え消し)

別紙8  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

赤字…議運での協議結果に基づくもの

緑字…文言の調整や議運で直接言及はないが、総合的に調整したもの。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
6. 必要となるICT基盤の整備				
6-1. 議場内LANの整備				
6-1-1. 本会議場	平成22年9月	継続中	令和6年11月	令和5年8月のタブレット端末導入に合わせて議場内に無線LAN環境を整備しました。
6-1-2. 議事堂（本庁舎4階の議会棟）	平成23年度	継続中		当初は議員自身が設定を行っていましたが、現在は事務局において一括管理しています。また、この環境を使用してYouTubeによる議会中継を実施しています。
6-1-3. 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス許可	平成24年10月	中止	平成30年11月	執行部側イントラネットには総務省からの指導で高度なセキュリティ対策が設定されており、議員の側からのアクセスを許可することはこれに反することから中止としました。
6-2. スマートフォンを全議員に配布	平成22年9月	中止	平成30年11月	通話・電子メール等の活用に関して様々な角度から協議を行いました。その利用に際して公私の区別（費用の負担）の問題から活用には無理があり、電子投票専用端末として使用し、その後タブレットへの置き換えに伴い利用を中止しています。
6-3. 情報端末(タブレット)を全議員に配布 ※6-5と重複しているため削除	平成24年6月	中止	平成30年11月	タブレットを全員に配布しましたが、現在は電子投票専用端末として運用しています。
6-3. プリンター及びスキャナーを各会派に配備	平成24年4月	中止	平成30年11月	本来各会派で政務活動費で実施するものであること、設定を行えばコピー室のプリンタへの出力が可能で、コピー室の複合機でスキャン作業が実施できることから、必要性が生じず中止としました。
6-4. 複合機をコピー室に導入	平成28年1月 (現機種導入)	実施済み		紙資料を電子化する機能を備えた複合機をコピー室に設置し、議員にもその利用を認めることで対処しています。
6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	令和5年8月	実施済み 未着手	令和4年11月 令和6年11月	①情報端末の職員への配付 —1— 情報化及び情報端末を整備する目的を、執行部と共有します。 —2— 職員へ情報端末を配付することについて、執行部と合意形成を図ります。 —3— 執行部が予算化し、購入配付します。 ②情報端末の議員への配付 —1— 費用負担を明確化し、購入配付します。 ③必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。
6-6. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	令和5年8月	実施済み 未着手	令和4年11月 令和6年11月	①クラウド上にファイル共有の場を用意し、 —1— 執行部と電子でデータ共有できる環境を整備します。 —2— 各議員に自動で通知をする環境を整備します。 —3— IDを発行しセキュアな環境を整備します。 ②予算化及び構築 —1— 議会費予算要望へ計上します。 —2— 令和4年度予算へ計上します。 —3— 令和4年度中に仕組みを構築します。 ③必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。

流山市議会 ICT推進基本計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙9

〔計画期間：令和7年4月1日－令和11年3月31日〕

項目		番号	現在の条文で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除 削除し移動)	理由	提出 会派	結論
第1章 総論	1【計画策定の背景】	ア	基本計画（最後に参考資料として）に、平成21年10月の決議を添付する。	追加	平成21年に策定されたこの計画が、どのような議論や変遷をたどって今に至ったかを明確化することを提案いたします。	流政会	決議を添付する。
		イ	基本計画の当初制定した時期や改定履歴を付ける。	追加		流政会	改定履歴を記載する。

流山市議会 I C T 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 10

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論
1 【市民との情報共有の拡充】	ウ	1-1-1.④本会議中継を YouTube で行う	追加		映像を見るよりも、馴染みのある YouTube で見られる方が市民との情報共有がより拡充されるため。また本会議中継を YouTube で行う場合と現行システムで行う場合の費用コストの差についても調査・研究すべきではないかと思う。 参考市議会：大阪市会・安芸高田市議会・小樽市議会 ⑤参考市議会：青森市議会・草加市議会	流政会	取り下げ
	エ	1-1-1.⑤本会議中継の字幕を導入	追加		参考市議会：大阪市会・安芸高田市議会・小樽市議会 ⑤参考市議会：青森市議会・草加市議会	流政会	取り下げ
	オ	1-1-7.市役所第1庁舎1階ロビーにおける委員会中継の実施	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除
	カ	1-3-1.議会案内板の電子化	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 10

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論	
2	【市民参加による議会運営】	キ	2-1-1. SNSの公式アカウントの有効活用の研究・検討	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除
		ク	2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。 →実施方法について調査研究を行う。	修正	令和7年3月		自由民主党	備考欄を修正
		ケ	2-6. オンライン議会報告会の実施が可能となるよう実施要綱を整備する。 →実施方法について調査研究を行う。	修正	令和7年3月	修正の上、議会広報広聴特別委員会に諮問すべき。また、実施方法の目途も無く要綱に記載するのは順序がおかしい	自由民主党	削除
3	【分かり易い会議の実現】	コ	3-3-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正	令和6年第1回定例会	要綱が改正され、執行部側の活用ができることとなったことから、備考欄の表現を改める。	流政会	備考欄を修正
		コ	3-3-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正		継続中とすべき。また、執行部の利用は執行部の判断で行うべきものである。	自由民主党	

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 10

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論
4 【議員の情報活用能力及び活用 環境の向上】	サ	4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	修正		備考欄記載の件は実現されているので備考欄の記述内容を削除	自由民主党	備考欄を削除
	シ	4-2. 先例集、市例規集、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る →例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る	修正		例規集、会議録以上の拡大が難しく、記述を訂正の上、実施中とする。	自由民主党	備考欄を「例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る」に変更する。
	ス	4-3. 本会議場における情報端末の利用	修正	令和5年第3回定例会から	令和5年第3回定例会から全議員にタブレットを配付し活用が開始された。今後はさらに活用が促進されるよう議会運営委員会として協議を継続していく。	流政会	一部実施中とし、備考欄は現状のとおり
		4-3. 本会議場における情報端末の利用	削除		何を意味するのか不明だから	自由民主党	
	セ	4-5. インターネットを利用した情報収集・発信力の向上のための研修会	削除		実施している実績がないので項目として残す意味が不明	自由民主党	削除
	ソ	4-8. オンライン行政視察の実施	修正		実施時期が令和4年11月となっている意味が分からない。配付端末へのアプリの追加もまだ。	自由民主党	削除
	タ	4-9. オンライン研修会の実施	修正		実施時期が令和4年11月となっている意味が分からない。配付端末へのアプリの追加もまだ。	自由民主党	継続中とする。

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 10

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論	
5	【ペーパーレスの促進】	チ	5-6. 執行部からの提出資料の電子化	修正		実施時期を令和5年10月に訂正、実施中とすべき。また、備考欄の記述が5-1-2の減冊と重複しているので備考は削除すべき。	自由民主党	実施時期を5年10月とし、備考欄を削除
		ツ	5-11. 使用している紙枚数を把握し、公表する。	追加		数値による「見える化」を図るため。	流政会	取り下げ
		テ	5-12. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	追加		4-5を中止とし、より具体的な形で新たに本項目を設ける。	自由民主党	追加
6	【必要となるICT基盤の整備】	ト	6-1-1. 本会議場	修正	令和6年8月	(6-1-1) 全議員にタブレットが配付されたことから、タブレットを削除し備考文章を修正する。	流政会	備考欄を「タブレット端末に併せ、新たに無線LANルータを設置」と変更
		ナ	6-1-4. 議会フロアのインターネット接続環境の強化	追加	令和7年6月	インターネットへの接続端末の増加に回線が対応できていないので回線及び無線LAN機能の強化が必要のため	自由民主党	取り下げ
		ニ	6-6. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	修正	令和5年9月	実施中に変更、備考欄は削除	自由民主党	実施済に変更し、備考欄の①②を削除
			6-6. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	修正	令和5年第2回定例会	(6-6) ①、②を削除し、③を残す。	流政会	
ヌ	6-7. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	修正	令和5年9月	moreNoteにより実現されていることから実施中に変更、備考欄は削除	自由民主党	実施済に変更し、備考欄を削除。		

# 流山市議会 I C T 推進基本計画

〔計画期間：令和7年4月1日－令和11年3月31日〕

## 第1章 総論

### 1 【計画策定の背景】

本市議会では平成21年3月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年4月1日施行された。それを受けて、同年10月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議（別添のとおり）を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

### 2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

## 第2章 基本フレーム

### 1 【基本的な考え方】

議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

## 第3章 事業の展開

### 1 【個別の実施計画について】

基本フレームを実施するにあたり、「流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧」を作成し実施することとする。実施計画は、以下の6分野に基づき策定するものとする。

- (1) 市民との情報共有の拡充
- (2) 市民参加による議会運営
- (3) 分かり易い会議の実現
- (4) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上
- (5) ペーパーレスの促進
- (6) 必要となる I C T 基盤の整備

### 2 【財源措置】

予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、議会費として要望する。

### 3 【計画の見直し】

- (1) 流山市議会 I C T 基本計画は4年ごとに見直すものとする。
- (2) 流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧については、2年ごとに見直すものとする。

改定履歴

策定：平成30年

見直し：令和3年、令和6年

「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と  
情報通信技術（ICT）の推進を求める決議

「市民に開かれた議会」には、二元代表制の一翼を担う議会として「市民との情報共有」、「市民への説明責任」が課題であり、「公開性・公平性・信頼性」等、民主主義の基本的価値の実現が求められる。特に透明性を実現するためには、その活動が市民の目に見えるものでなければならない。

平成21年3月定例会において、全会一致で可決され、平成21年4月1日から施行している流山市議会基本条例は、本市議会の運営における規範的事項を定めており、その前文には「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」と、記載されている。

一方、近年各国の議会では、情報通信技術（Information and Communication Technology:以下、「ICT」という。）を活用して、議会制度と民主主義に関する国民の理解を深めるため、国民に対する情報発信を積極的に実施している。この背景には、近年の政治不信、政治参加の低下は、有権者が議会の情報を十分に与えられていないことに大きく起因するものと考えられていることがある。

議会の過程（プロセス）を市民に明らかにし、議会情報への接続（アクセス）のしやすさ、透明性、説明責任（アカウンタビリティ）、市政への市民参加を推進し、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得る手段としてICTを活用することは、議会と市民をつなぐ有効的な手段である。

よって、本市議会は「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図るため、その第一段階として、議会から市民に向けての情報発信、議会活動・討議の活性化のため、具体的方法について積極的に協議し、平成22年度中にその結果に基づき実施することを決意する。

以上、ここに決議する。

平成21年10月2日

千葉県流山市議会

流山市議会 ICT 推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(正文)

別紙 12  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
1. 市民との情報共有の拡充				
1-1. インターネットによる会議他の公開				
1-1-1. 本会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成18年9月	継続中		
①より見やすい様に視聴・録画再生のためのインターフェイスを見直す。	平成26年11月	平成30年11月 中止	平成30年11月	平成26年第4回定例会以降、業務委託先のシステム改修に伴い一部インターフェイスが変更されていますが、流山市議会としての改修は行っていませんから中止としました。
②中継・録画の画質改善を行う。	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、カメラを高画質のものに交換しました。
③議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの独自開発が必要になり、費用の増大を招くとの判断から事業としての取り組みを中止しました。
1-1-2. 委員会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	継続中		平成22年4月より一部特別委員会で試行し、Ustreamにより開始しましたが、サービスの有償化に伴いYouTubeに移行しました。カメラ操作の人員が確保できないことから、固定カメラによる議会側・執行部側の2画面構成で実施中です。
①議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの修正が必要になり費用の増大を招くのみならず、録画データを編集作業の議会事務局職員の負担が生じることから事業としての取り組みは中止としました。
1-1-3. 会派代表者会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	会派代表者会議で議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-4. 全員協議会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	全員協議会で説明・議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-5. 議会報告会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	一部報告会で実施しましたが、報告会開催場所に十分なインターネット環境が無いこと、機器設営作業の負担、中継作業の確保などの問題があることから中止としました。
1-1-6. 議会中継を見る日キャンペーンの実施	平成24年2月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	ホームページ、ツイッターにより試行しましたが、具体的な成果が確認できなかったことから中止としました。
1-2. 議会ホームページの充実				
1-2-1. 議会日程のインターネットによる公表	平成23年8月	継続中		掲載範囲、掲載時期については、議会広報広聴特別委員会にて定期的に見直しを実施しています。
1-2-2. インターネット(ライブ&録画)中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。	平成23年4月	継続中		議案は事前公開を実施しています。
1-2-3. 議会の独自ドメイン取得	平成24年10月	継続中		議会独自のドメインを取得し運用中です。
1-2-4. 会派のWebサイトを作成	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	各会派で独自に取り組むべき課題であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。
1-2-5. 議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議員個人で取り組むべき項目であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。また、容易に個人でWebサイトを立ち上げる環境も整備されています。
1-2-6. 議員個人のWebサイトへのリンク	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	令和元年7月8日の議会広報広聴特別委員会にて実施が決定され、9月5日から実施中です。

流山市議会ICT推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(正文)

別紙12  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
2. 市民参加による議会運営				
2-1. SNSの有効活用のため議会の公式アカウントを取得する。	平成22年4月	実施済み		ツイッターのアカウントを取得していますが、議会としての中立性を保ったアカウントの管理が極めて困難であり、公式な予定などの情報発信としてのみ運用中で個別の問い合わせについての回答は行っていません。
2-2. 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	審議・議論を優先すべきであり、好ましくない影響もあることから、正式に中止としました。
2-3. 市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	平成22年11月	一部実施 継続中	令和3年3月	議会報告会における質問・回答についてのみ実施中です。
2-4. インターネットによる議会アンケートの実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	インターネットによるアンケート実施はそのインフラ整備とアンケート用Webページの開発・維持に相当の費用が必要となることから、中止としました。
2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。	未定	未着手	令和6年11月	実施方法について、調査・研究を引き続き行います。
3. 分かり易い会議の実現				
3-1. 電子採決システムの導入	平成22年9月	継続中		その後、平成26年12月に使用端末をスマートフォンからタブレットに切り替え、令和元年9月にタブレットからボタンの採決に切り替えました。
3-1-1. 電子採決システムの改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、電子採決システムも更新しました。
3-2. 一般質問時のプレゼンテーションツールの有効活用	平成24年9月	継続中		実施要領を別途定めています。
3-2-1. 議場におけるプレゼンテーション環境の改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、プロジェクター及び150インチのスクリーンを導入しました。
3-2-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	令和6年3月	実施済み	令和6年11月	要領を改正し、執行部答弁時に活用されています。
3-3. 委員会運営におけるにおけるプロジェクターの活用	平成20年4月	継続中		委員会において必要に応じて活用中です。
3-4. 委員会の協議会における動画の活用	令和4年11月	継続中		静止画像より、動画のほうが分かりやすいと思われる際には、委員長の議事整理権・秩序保持権の下、認めることとします。
4. 議員の情報活用能力及び活用環境の向上				
4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	平成15年12月	継続中	令和6年11月	平成15年12月導入し、現在も活用中です。
4-2. 市例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る	平成24年12月	継続中	令和3年3月 令和6年11月	市例規集・会議録については電子化済みですが、対象の範囲の拡大は検討していません。
4-3. 本会議場における情報端末の利用	令和5年8月	一部実施	令和6年11月	議会運営委員会として、協議を継続していくことを確認しました。本会議においては持ち込む情報端末を議会が配付したタブレットに限定しており、議員個人所有の端末は持ち込まないこととしています。
4-4. 委員会審査・協議会におけるパソコンの利用	平成20年4月	継続中		委員長の議事整理権の範囲で利用を許可しています。
4-5. 新聞記事検索データベースの活用	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	ニュース集約サイトやニュースアプリの充実があり、議会全体で取組む必要があるとは考えられないことから中止としました。
4-6. 発言通告書のメール提出	令和4年11月	継続中		現在の事務フローにおいては、メールによる提出が馴染まない部分があり、病気などのやむを得ない場合に限り、議長への申し入れ、許可の下、通告予備日に提出可能とします。
4-7. オンライン研修会の実施	令和4年12月	継続中	令和6年11月	講師の都合、新型コロナウイルス感染症流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。

流山市議会 ICT 推進基本計画に基づく実施計画一覧  
(正文)

別紙 12  
策定：平成30年12月  
見直し：令和3年3月  
令和4年11月  
令和6年11月

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
5. ペーパーレスの促進				情報端末の導入に伴い、多くの資料を電子化し、配付方法も電子ベースを基本とし、議員の希望により紙ベースも配付しています。地方自治法の定めにより書面扱いとなるもの、印影のあるもの等、紙が必要な場面のみを例外とします。電子化にあたっては紙からPDFに変換するプロセスが発生しないようにします。
5-1. 予算説明書・決算書の電子化	平成17年3月	継続中		電子化したものを市のホームページで公開しており、それを取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-1-1. 予算決算指摘要望事項の電子化	平成21年10月	一部実施 継続中		議会内の扱いは電子化されやり取りしていますが、執行部への提出は書面で行われています。
5-1-2. 減冊の検討	令和4年3月	未着手	令和3年3月 令和4年11月	既に電子化が行われていることから、議会内で減冊の可否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めています。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-2. 予算・決算審査資料の電子化	平成23年度	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月 令和4年11月	一時、議会事務局作業にて執行部提出の資料を電子化(PDF化)し配布していましたが、議会内の協議の場でも統一の要求も特になく中止しました。なお、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-3. 議案書の電子化	平成24年6月	継続中		電子化したものを市のホームページより取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-4. 予算要望の電子化	平成21年3月	継続中		施策体系ごとに各会派より電子データで提出していますが、執行部よりの回答は紙ベースとなっています。
5-5. 発言通告書の電子化	平成23年4月	継続中		事前確認段階などにおいて電子メールなどにより電子化したものをやり取りしていますが、通告自体は最終的に紙に印刷したもので行っています。電子化に際し、取り扱いの容易性を確保するために用紙のサイズをB4からA3に変更しました。
5-6. 執行部からの提出資料の電子化	令和5年10月	継続中	令和3年3月 令和4年11月 令和6年11月	公印の押印が必要なものを除き、多くの資料が電子化されています。
5-7. 会議録の減冊	平成27年2月	継続中		会議録検索システムがあり全員に配布する必要性が低いことから、各会派1冊ずつ配布することとしています。
5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化	平成23年4月	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ会議通知を行っていますが、各種式典等は主催者があり、紙ベースでの対応となっています。
5-9. 議員履歴の電子化	平成23年4月	中止	平成30年11月	個人情報であり、電子化はその漏洩リスクにつながることから行わないこととしました。
5-10. 報酬明細の電子化	平成23年度	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ月額報酬について行っていますが、期末手当は同封書類などの関係で紙ベースです。
5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	令和5年8月	継続中		必要に応じ、利用方法の研修会を実施しています。
6. 必要となるICT基盤の整備				
6-1. 議場内LANの整備				
6-1-1. 本会議場	平成22年9月	継続中	令和6年11月	令和5年8月のタブレット端末導入に合わせて議場内に無線LAN環境を整備しました。
6-1-2. 議事堂（本庁舎4階の議会棟）	平成23年度	継続中		当初は議員自身が設定を行っていましたが、現在は事務局において一括管理しています。また、この環境を使用してYouTubeによる議会中継を実施しています。
6-1-3. 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス許可	平成24年10月	中止	平成30年11月	執行部側イントラネットには総務省からの指導で高度なセキュリティ対策が設定されており、議員の側からのアクセスを許可することはこれに反することから中止としました。
6-2. スマートフォンを全議員に配布	平成22年9月	中止	平成30年11月	通話・電子メール等の活用に関して様々な角度から協議を行いましたが、その利用に際して公私の区別(費用の負担)の問題から活用には無理があり、電子投票専用端末として使用し、その後タブレットへの置き換えに伴い利用を中止しています。
6-3. プリンター及びスキャナーを各会派に配備	平成24年4月	中止	平成30年11月	本来各会派で政務活動費で実施するものであること、設定を行えばコピー室のプリンタへの出力が可能なこと、コピー室の複合機でスキャン作業が実施できることから、必要性が生じず中止としました。
6-4. 複合機をコピー室に導入	平成28年1月 (現機種)の導入	実施済み		紙資料を電子化する機能を備えた複合機をコピー室に設置し、議員にもその利用を認めることで対処しています。
6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	令和5年8月	実施済み	令和4年11月 令和6年11月	必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。
6-6. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	令和5年8月	実施済み	令和4年11月 令和6年11月	必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。

## 流山市議会議員政治倫理条例 改正案

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントを行わないこと。</u></p> <p>(9) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。</u></p>	<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。</p>

## クールビズ対応（期間5月1日から10月31日まで）について

夏場に空調温度を高め設定するクールビズへの対応基準を以下のとおりとする。女性議員の服装については、下記を参考にカジュアルとならないよう各自配慮する。

	本会議	委員会 協議会 全員協議会 議案説明会 (傍聴を含む)	視察対応 ※注1	備考
上着 (ジャケット)	入場時、登壇 時着用	自由	←	本会議での着用は一日の最初の議場 入場時のみ。開会直後に議長より当 日の上着着用自由の案内を行う。た だし、登壇時にはこれに関わらず着 用。
議員バッジ	上着着用時には 着用	←	←	
ネクタイ	自由	←	←	
シャツ	半袖・長袖の Yシャツに限る	←	←	ポロシャツ、TシャツなどYシャツ 以外は不可。
ズボン	スラックスも可	←	←	上着と揃いでなくても良いがジーン ズ、コットンパンツは不可。
靴	短靴に限る	←	←	作業靴、スニーカー(運動靴)の他カ ジュアル性の高いものは不可。
扇子	自由	←	←	団扇は不可。ハンディ扇風機は音な ど各自配慮して使用すること。
熱中症予防飲料 水の飲用	ペットボトルの 水・お茶	←	接待用として議 会事務局が提供 するもの	ペットボトルからの飲用に際しては 使い捨てのコップ(硬い材質の物は 不可)を各自用意使用のこと。 ※注2

注1：他市等視察で訪問の場合は、受入市(先)の基準に従う。

注2：流山市議会傍聴規則では傍聴者の飲食は禁じられているが、熱中症予防の観点から議員と同様とし、その旨クールビズ期間中掲示を行うこととする。

### 【その他】

1. 議員バッジ以外の各項目については特別に事情の無い限り執行部も同様とする。
2. 平成29年度以降は、クールビズ対応の内容変更がなければ、議会運営委員会にかけることなく、執行部と同時期に対応可とする。
3. 本件は、議長の秩序保持権（流山市議会会議規則第159条）に関する事項とし、議長から議会運営委員会に協議依頼された。（平成29年8月29日当時）

令和6年10月22日 議会運営委員会決定